泊発電所3号炉審查資料		
資料番号 DB09-9 r.4.0		
提出年月日	令和4年8月31日	

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第9条 溢水による損傷の防止

令和4年8月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

 女川原子力発電所 2 号炉
 泊発電所 3 号炉
 大飯発電所 3 / 4 号炉
 差異の説明

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの:下記2件。
 - ・屋外溢水評価見直し(別添1添付資料20)
 - ・循環水ポンプ建屋の溢水評価見直し(別添1添付資料8,添付資料12,添付資料18)
 - ・タービン建屋及び電気建屋からの溢水影響評価の見直し (別添1添付資料8,添付資料12,添付資料19)

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの:下記1件。
 - ・溢水防護対象設備の選定(別添1本文2項【比較表 p9-76】、別添1添付資料1)
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの:下記1件。概要は説明事項管理表の別紙2に示している。
 - ・溢水評価条件の最新化(別添1添付資料12,添付資料13,添付資料14,添付資料21)

1-3) バックフィット関連事項

あり。

・内部溢水による管理区域外への漏えいの防止(別添1添付資料21)

1-4) その他

女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。

2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

- ・女川2号炉と泊3号炉の相違点について、原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(以下、「評価ガイド」という。)が示す溢水影響評価フローの項目ごとに整理した。
- ・次頁の①~⑧に示す通り評価方針等の相違点はあるが、評価ガイドに従い評価を実施し、基準適合性を確認していることに相違は無い。
- ・添付資料および補足説明資料はサイト固有の情報が多く含まれる資料であり、比較表形式の比較が困難であるため比較表を作成していないが、

女川2号炉の添付資料及び補足説明資料を網羅的に確認し、先行審査実績の反映を行った。確認結果及び反映状況についてはステイタス整理表に整理している。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異の説明

第9条 溢水による損傷の防止等

女川原子力発電所 2号炉

溢水源及び溢水量の想定 2.1項 溢水源の想定 2:1日 溢水量の算出 2. 1. 1~2. 1. 3項 溢水影響評価 2.2項 防護対象設備の設定 2. 2. 2項 溢水防護区画の設定 2. 2. 3項 溢水経路の設定 2. 2. 4 (1) 項 評価に用いる各項目の算出 ① 没水評価に用いる水位の算出 ② 被水評価に用いる飛散距離の算出 ③ 蒸気評価に用いる拡散範囲の算出 2. 2. 4 (2) 項 影響評価 判定 ① 没水による影響評価 (最高潜水水位<許容溢水水位) 防護対象設備・部位の水没判定 (被水に対する防護措置が ② 被水による影響評価 とられているか) 防護対象設備の被水防護措置 ③ 蒸気による影響評価 (蒸気に対する防護措置が とられているか) 防護対象設備の蒸気防護措置 2, 2, 4 (3) 18 溢水影響評価の判定

比較結果等をとりまとめた資料

- ① 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量
- ➤ 女川2では解析対象とする地震動を、ピット内水の固有周期と床応答スペクトルの関係から1波に絞って評価を実施している。
- 泊3では全ての地震動に対してスロッシング解析を実施し、最も溢水量が多くなるケースを溢水影響評価に用いる方針としている。
- ② 消火放水の溢水量

泊発電所 3 号炉

- ▶ 女川2では、一律3時間の放水を想定し、溢水量を定めている。
- ▶ 泊3では火災源が小さいエリアについては、「原子力発電所の火災防護指針」の規定による「火災荷重」及び「等価火災時間」を用いて放水量を算定し、溢水量を設定しており、放水量の算定に用いた各区画の火災荷重を上回る量の可燃物が持ち込まれないよう現場管理している。

大飯発電所3/4号炉

- ③ 地震時の隔離操作
- ▶ 女川2では地震による機器の破損が複数箇所で同時に発生する可能性を考慮し、漏えい検知による自動隔離機能を有する場合を除き、隔離による漏えい停止は期待しない設計としている。
- ▶ 泊3では地震加速度大による原子炉トリップ時、漏えい箇所の特定後に隔離操作を行うのではなく、予め隔離対象機器を運転手順に定め、漏えいの 有無に関わらず隔離操作を実施する運用としている。

④ 防護対象設備の選定プロセス

- > 女川 2 は原子炉停止と使用済燃料プールの冷却・給水に必要な系統設備として,重要度分類審査指針における分類のクラス 1, 2 に属する構築物,系統及び機器に加え,安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する構築物,系統及び機器(所謂、外部事象防護対象施設)を抽出し、それらを含む溢水防護対象設備を抽出する方針としている。
- ▶ 泊3は原子炉停止と使用済燃料プールの冷却・給水に必要な系統設備を個別に抽出している。また、評価ガイドの要求を踏まえ、溢水により発生する原子炉外乱に対処する系統設備も個別に抽出し、それらを含む溢水防護対象設備を抽出する方針としている。
- > なお、女川 2、泊 3 共に、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ビットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を、溢水防護対象設備として抽出することに差異はなし。

図-1 溢水影響評価フロー (原子炉施設の安全確保)

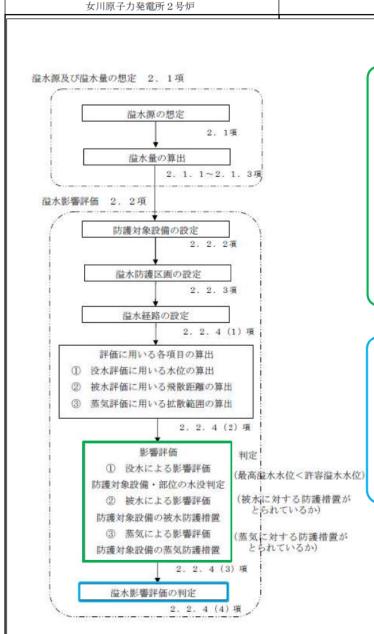
2. 2. 4 (4) 項

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異の説明

第9条 溢水による損傷の防止等



比較結果等をとりまとめた資料

⑤ 多重性または多様性の考慮

泊発電所3号炉

▶ 女川2は、溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画に設置されている場合は、 安全機能が損なわれないとしている。

大飯発電所3/4号炉

- ▶ 泊3は、没水評価では多重性を考慮した評価を実施しているが(3台ある充てんポンプについて、各ポンプ室内の想定破損時に1台のポンプが機 能喪失(没水)する評価結果となるが他の2台は健全であることを確認している)、被水評価と蒸気評価では、多重性や多様性を考慮せず、全 ての溢水防護対象設備が機能喪失しないよう対策を施している。
- ⑥ 想定破損の蒸気評価
- 女川2は、溢水防護区画や空調系が分離していることを持って、溢水防護対象設備が機能喪失しないと評価している。
- ▶ 泊3は、蒸気伝播を解析し、全ての防護対象設備が機能喪失しないよう対策を施している。
- ⑦ 循環水ポンプ建屋の溢水影響評価
- 泊3は原子炉補機冷却海水ポンプが屋内(循環水ポンプ建屋)に設置されており、女川2を含む他サイトとは溢水影響評価の前提条件が異なる。

⑧ 評価判定時の原子炉外刮の考慮

- 女川2は溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考 慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安 全解析を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計としており、実際に溢水により想定される事象を考慮した安全解析を実施してい る。
- » 泊3では運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生時でも、全ての溢水防護対象設備が溢水(地震・想定破損・消火放水)によって安 全機能を損なうことのないよう、必要に応じて溢水防護対策を施すこととしている。そのため、泊では溢水の影響を考慮、即ち溢水影響により一部の安 全機能を喪失することを前提とした安全解析は行っていない。

図-1 溢水影響評価フロー (原子炉施設の安全確保)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 <i>9 条 温水による損傷の防止等</i> 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
第9条:溢水による損傷の防止等	第9条:溢水による損傷の防止等	第9条: 溢水による損傷の防止等	
<目 次>	<目 次>	〈目 次〉	
1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	
1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	
1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置、構造及び設備	
(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	
(3) 適合性の説明	(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	
1.3 気象等	1.3 気象等	1.3 気象等	
1.4 設備等	1.4 設備等	1.4 設備等	
の ※ ポルフトス 担角の際 は 4 第	9、淡水による場所の時止気	9 ※オにトス場体の防止等	
2. 溢水による損傷の防止等 別添資料	2. 溢水による損傷の防止等	2. 溢水による損傷の防止等 (別添資料1) 内部溢水の影響評価について	
	(四泛次料1) 内郊沿北の影響部位について	(別称資料1) 四部盆水の影響評価について	液刺 & 死 亦和海
別添資料1 女川原子力発電所2号炉 内部溢水の影響 評価について			資料名称の相違
別添資料2 女川原子力発電所2号炉 運用,手順説明			資料名称の相違
資料 溢水による損傷の防止等	(別添資料2)溢水による損傷の防止等		
	THE LEE THE STOTE OF THE PARTY.		World for the services have the
別添資料3 女川原子力発電所2号炉 内部溢水影響評			資料名称の相違
価における確認プロセスについて	(別添資料3) 内部溢水影響評価における確認プロセス		
	について		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9余 温水による損傷の的止等 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
<概 要>	<概 要>	<概 要>	
1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術 基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求 事項に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示 す。	基準規則の追加要求事項を明確化するとともに,それら要求	20,330	
2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に 適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運 用等について説明する。		3450 c/ 1924	
	3. において,追加要求事項に適合するための運用,手順を 抽出し,必要となる運用対策等を整理する。		記載表現の相違 ・泊と女川で資料構成が異なり、泊の3. と4. は女川の2. に含まれる。
	4. において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力 条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認 した内容について整理する。		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異の説明

第9条 溢水による損傷の防止等

女川原子力発電所2号炉

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条を表 1.1-1に示す。また,表1.1-1において、新規制基準に 伴う追加要求事項を明確化する。

表1.1-1 設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条要求事項

設置許可基準規則第9条	技術基準規則第12条	
ACTUAL PROPERTY.	(発電用原子炉施設内における	備考
(溢水による損傷の防止等)	溢水等による損傷の防止)	
安全施設は、発電用原子炉施設	設計基準対象施設が発電用原	追加要求事項
内における溢水が発生した場	子炉施設内における溢水の発	
合においても安全機能を損な	生によりその安全性を損なう	
わないものでなければならな	おそれがある場合は、防護措置	
V.	その他の適切な措置を講じな	
	ければならない。	
2 設計基準対象施設は、発電用	2 設計基準対象施設が発電用原	追加要求事項
原子炉施設内の放射性物質を	子炉施設内の放射性物質を含	
含む液体を内包する容器、配	む液体を内包する容器、配管	
管その他の設備から放射性物	その他の設備から放射性物質	
質を含む液体があふれ出た場	を含む液体があふれ出るおそ	
合において、当該液体が管理	れがある場合は、当該液体が	
区域外へ漏えいしないもので	管理区域外へ漏えいすること	
なければならない。	を防止するために必要な措置	
	を講じなければならない。	

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

溢水による損傷の防止等について,設置許可基準規則 第9条及び技術基準規則第12条において,追加要求事項を 明確化する(表1)。

泊発電所3号炉

表1 設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条要求事項

設置許可基準規則第9条	技術基準規則第12条	
(溢水による損傷の防止等)	(発電用原子炉施設内における	備考
(値外による損傷の防止等)	溢水等による損傷の防止)	
安全施設は、発電用原子炉施設	設計基準対象施設が発電用原	追加要求事項
内における溢水が発生した場	子炉施設内における溢水の発	
合においても安全機能を損な	生によりその安全性を損なう	
わないものでなければならな	おそれがある場合は、防護措置	
V.	その他の適切な措置を講じな	
	ければならない。	
2 設計基準対象施設は、発電用	2 設計基準対象施設が発電用原	追加要求事項
原子炉施設内の放射性物質を	子炉施設内の放射性物質を含	
含む液体を内包する容器、配	む液体を内包する容器、配管	
管その他の設備から放射性物	その他の設備から放射性物質	
質を含む液体があふれ出た場	を含む液体があふれ出るおそ	
合において、当該液体が管理	れがある場合は、当該液体が	
区域外へ漏えいしないもので	管理区域外へ漏えいすること	
なければならない。	を防止するために必要な措置	
	を講じなければならない。	

基本方針

1.1 要求事項の整理

要求事項

**

設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12

表1

溢水による損傷の防止等について,設置許可基準規則 第9条及び技術基準規則第12条において,追加要求事項を 明確化する(表1)。

大飯発電所3/4号炉

11要求事項 20更なし 記載表現の相違

追加要求事項 変更な[靊 2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があるれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。 防護措置その他の適 る損傷の防止) 溢水の発生によ 第12条(発電用原子炉施設内における溢水等によ;設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における; りその安全性を損なうおそれがある場合は、防護・ 切な措置を講じなければならない。 技術基準規則 設置許可基準規則 第9条(溢水による損傷の防止等) 安全施設は、発電用原子炉施設内におけ る溢水が発生した場合においても安全機 能を損なわないものでなければならな 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施 記 設内の放射性物質を含む液体を内包する 複容器又は配管の破損によって当該容器又 は配管から放射性物質を含む液体がある れ出た場合において、当該液体が管理区 減外へ漏えいしないものでなければなら

青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等		秋子:記載衣現、	設備名称の相違(美質的な相違なし)
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1) 位置、構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	
	ロ. 発電用原子炉施設の一般構造	ロ. 原子炉施設の一般構造	
(3) その他の主要な構造	(3) その他の主要な構造	(3) その他の主要な構造	
(i) 本発電用原子炉施設は,(1)耐震構造,(2)耐津波構造	(i) 本発電用原子炉施設は,(1) 耐震構造,(2)耐津波構	(i) 本原子炉施設は,(1)耐震構造,(2)耐津波構造に加え,	
に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。	造に加え,以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。	以下の基本的方針の基に安全設計を行う。	
a. 設計基準対象施設	a. 設計基準対象施設	a. 設計基準対象施設	
(d) 溢水による損傷の防止等	(d) 溢水による損傷の防止	(d) 溢水による損傷の防止	
安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が	安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生し	安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生し	記載表現の相違
発生した場合においても、安全機能を損なわない設	た場合においても、安全機能を損なうことのない設	た場合においても、安全機能を損なうことのない設	・泊は○○のため他条文含め「損なうこと
計とする。	計とする。	計とする。	のない」で統一している(以下、差異理
			由は省略)
そのために、発電用原子炉施設内における溢水が	そのために,「原子力発電所の内部溢水影響評価ガ	そのために,原子炉施設内における溢水が発生し	記載方針の相違
発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止	イド」を参照し、溢水防護に係る設計時に原子炉施	た場合においても,原子炉を高温停止でき,引き続	泊ではガイドを参照し評価することを明
でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め	設内において発生が想定される溢水の影響を評価	き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持で	記している
機能を維持できる設計とする。	(以下「溢水評価」という。) し,原子炉施設内にお	きる設計とする。また、停止状態にある場合は、引	
	ける溢水が発生した場合においても,原子炉を高温	き続きその状態を維持できる設計とする。溢水の影	
	停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ	響を受けて運転時の異常な過渡変化又は設計基準事	
また, 停止状態	込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態	故が発生した場合に、それらに対処するために必要	
にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計	にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計	な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束でき	
とする。さらに、使用済燃料プールにおいては、使	とする。さらに使用済燃料ピットにおいては、使用	る設計とする。さらに、使用済燃料ピットにおいて	
用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへ	済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの	は、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピ	設計方針の相違
の給水機能を維持できる設計とする。	給水機能を維持できる設計とする。また、溢水の影	tanger in	比較結果の概要®【評価判定時の原子炉外
	響を受けて運転時の異常な過渡変化又は設計基準事	これらの機能を維持するために必要な設備を、以下	乱の考慮】のとおり
	故が発生した場合に、それらに対処するために必要	「防護対象設備」という。	
	な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束でき		
ここで、これらの機能を維持するために必要な	る設計とし、これらの機能を維持するために必要な		
設備(以下「溢水防護対象設備」という。)について、	設備(以下「溢水防護対象設備」という。)が、没水、		
これら設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、	被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損な		
その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性	うことのない設計(多重性又は多様性を有する設備		
を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設	が同時にその安全機能を損なうことのない設計)と		
計)とする。	する。	なお、原子炉施設内における溢水として、原子炉	
		施設内に設置された機器、配管の破損(地震起因を	
		た。)、消火水系(スプリンクラーを含む。)等の動	
		古む。/, 何八小ボ (ヘノリンクノーを古む。) 寺の動	

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		作又は使用済燃料ピットのスロッシングにより発生	
		した溢水を考慮する。	設計方針の相違
また、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及			・比較結果の概要®【評価判定時の原子炉
び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求			外乱の考慮】のとおり
される場合には,その溢水の影響を考慮した上で,			・泊では溢水の影響を考慮、即ち溢水影響
「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査			により一部の安全機能を喪失することを
指針」に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発			前提とした安全解析は行っていない。
生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基			
準事故について安全解析を行い、炉心損傷に至るこ			
となく当該事象を収束できる設計とする。			
溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類し	溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類し	溢水の影響では、溢水源として発生要因別に分類	
た以下の溢水を主として想定する。また, 溢水評価	た以下の溢水を主として想定する。また,溢水評価	した以下の溢水を想定する。	
に当たっては, 溢水防護区画を設定し, 溢水評価が	に当たっては,溢水防護区画を設定し,溢水評価が	また,溢水評価に当たっては,溢水防護区画を設	
保守的になるように溢水経路を設定する。	保守的になるように溢水経路を設定する。	定し, 溢水評価が保守的になるように溢水経路を設	
		定する。	
	現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて	現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて	記載箇所の相違
	環境の温度及び放射線量並びに薬品等による影響を	環境の温度、放射線量、薬品等による影響を考慮し	・女川は当該記載を添八「1.7.5 溢水防護
	考慮しても、運転員による操作場所までのアクセス	ても,運転員による操作場所までのアクセスが可能	対象設備を防護するための設計方針」に
	が可能な設計とする。	な設計とする。	記載している。
・溢水の影響を評価するために想定する機器の破	・溢水の影響を評価するために想定する機器の破	・溢水の影響を評価するために想定する機器の破	
損等により生じる溢水	損等により生じる溢水	損等により生じる溢水	
・発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡	・発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡	・発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡	
大防止のために設置される系統からの放水によ	大防止のために設置される系統からの放水によ	大防止のために設置される系統からの放水によ	
る溢水	る溢水	る溢水	
・地震に起因する機器の破損等により生じる溢水	・地震に起因する機器の破損等により生じる溢水	・地震に起因する機器の破損等により生じる溢水	
(使用済燃料プール等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)	(使用済燃料ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)		
生する強小を含む。)	生り る盆水を含む。)	発生を想定するこれらの溢水に対し、防護対象設	
		第生を恋たするこれらの温水に対し、的護州家設 備が没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全	
		機能を損なうことのない設計とする。	
溢水評価に当たっては、溢水防護対象設備の機能	溢水評価に当たっては、溢水防護対象設備の機能	また、溢水評価に当たっては、防護対象設備の機	
要失高さ(溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備	要失高さ(溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備	能喪失高さ(溢水の影響を受けて、防護対象設備の	
の安全機能を損なうおそれがある高さ)及び溢水防	の安全機能を損なうおそれがある高さ)及び溢水防	安全機能を損なうおそれがある高さ), 溢水防護区画	設備の相違
護区画を構成する壁、扉、堰、設備等の設置状況を	護区画を構成する壁、扉、堰、設備等の設置状況を	を構成する壁、扉、堰等については、現場の設備等	・溢水評価で考慮する設備として女川は床
踏まえ、評価条件を設定する。	踏まえ、評価条件を設定する。	の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	ドレンラインに期待しているが、泊では
溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、	溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、	溢水評価において、溢水影響を軽減することを期	床ドレンラインが複数ある場合でも排水
扉, 堰等の浸水防護設備, 床ドレンライン, 防護カ	扉, 堰等の浸水防護設備, 保護カバー,ブローアウト	待する壁、扉、堰等の浸水防護設備、保護カバー、	に期待せず評価を実施している。
contraction of the paragraph of the para	COLUMN A CONTRA DESCRIPTION DE PROPERTY DE LA FAIT	14 / Wall /901 - 100 4 - 100/100/100 (m) Price / (100)	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 <i>9条 溢水による損傷の防止等</i> 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
バー、ブローアウトパネル等の設備については、必	パネル等の設備については、保守管理や水密扉閉止	防護カバー、立坑、排水トンネル等の設備について	記載表現の相違
要により保守点検や水密扉閉止等の運用を適切に実	等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対	は、保守管理、水密扉閉止等の運用を適切に実施す	
施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を	象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。	ることにより, 防護対象設備が安全機能を損なうこ	
損なわない設計とする。		とのない設計とする。	
また、設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内	また、設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射	なお、設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射	
の放射性物質を含む液体を内包する容器, 配管その	性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設	性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損に	
他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場	備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合にお	よって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体	
合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない	いて、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計と	があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外	
設計とする。	する。	へ漏えいしない設計とする。	
	【説明資料 (1.1:P9条-別添1-1~3)】	【別添資料1(2-9-別1-4)】	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所2号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 泊発電所 3 号炉 ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 ヌ. その他原子炉の付属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (3) その他の主要な事項 (3) その他の主要な事項 「(ii) 浸水防護設備」を以下のとおり追加する。 (ii) 浸水防護設備 (ii) 浸水防護設備 (ii) 浸水防護設備 b. 内部溢水に対する防護設備 b. 内部溢水に対する防護設備 b. 内部溢水に対する防護設備 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発 安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した 安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した 生した場合においても, 安全機能を損なわない設計と 場合においても、安全機能を損なうことのない設計と 場合においても、安全機能を損なうことのない設計と する。そのために、発電用原子炉施設内に設置された する。そのために、原子炉施設内に設置された機器及 する。そのために, 原子炉施設内に設置された機器, び配管の破損(地震起因を含む。),消火水系統等の 配管の破損(地震起因を含む。)、消火水系(スプリン 機器及び配管の破損(地震起因を含む。)、消火系統等 の作動、使用済燃料プール等のスロッシングその他の 作動,使用済燃料ピット等のスロッシングその他の事 クラーを含む。)等の動作又は使用済燃料ピットのスロ 事象による溢水が発生した場合においても,発電用原 象による溢水が発生した場合においても, 原子炉施設 ッシングによる溢水が発生した場合においても、原子 子炉施設内における壁、扉、堰等により、溢水防護対 内における壁、扉、堰等により、溢水防護対象設備が 炉施設内における壁、扉、堰等により、防護対象設備 象設備が安全機能を損なわない設計とする。また, 使 安全機能を損なうことのない設計とする。また,使用 が安全機能を損なうことのない設計とする。また, 使 用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの 済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給 用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの 給水機能を維持できる設計とする。 水機能を維持できる設計とする。 給水機能を維持できる設計とする。 【説明資料 (1.1:P9条-別添1-1~3)】 【別添資料1(2-9-別1-4)】 原子炉周辺建屋堰 個 数 7 原子炉周辺建屋水密扉 個 数 17 制御建屋水密扉 個 数 4

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所 2号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 泊発電所 3 号炉 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 (2) 安全設計方針 1.7 溢水防護に関する基本方針 1.7 溢水防護に関する基本方針 1.8 溢水防護に関する基本方針 1.8.1 溢水防護に関する基本方針 「設置許可基準規則」第九条(溢水による損傷の防止等)

設置許可基準規則の要求事項を踏まえ、安全施設は、発 電用原子炉施設内における溢水が発生した場合において も、安全機能を損なわない設計とする。

そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生し た場合においても,発電用原子炉を高温停止でき,引き続 き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる 設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその 状態を維持できる設計とする。

さらに、使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プー ルの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持で きる設計とする。

これらの機能を維持するために必要な設備(以下1.7で は「溢水防護対象設備」という。) について, 設置許可基準 規則第9条及び第12条の要求事項を踏まえ「原子力発電所 の内部溢水影響評価ガイド(平成26年8月6日原規技発第 1408064 号原子力規制委員会決定)」(以下「溢水評価ガイ ド」という。) も参照し、以下のとおり選定する。

- ・ 重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全 機能を適切に維持するために必要な設備
- ・プール冷却及びプールへの給水の機能を適切に維持す。 るために必要な設備

発電用原子炉施設内における溢水として, 発電用原子炉 施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含 む。),消火系統等の作動及び使用済燃料プール等のスロッ シングその他の事象により発生した溢水を考慮し、溢水防 護対象設備が没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安 全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備 が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。さらに、

そのために、原子炉施設内における溢水が発生した場合 においても, 原子炉を高温停止でき, 引き続き低温停止, 及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。 また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持で

の要求事項を踏まえ、安全施設は、原子炉施設内における

溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことの

ない設計とする。

きる設計とする。

さらに, 使用済燃料ピットにおいては, 使用済燃料ピッ トの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持で きる設計とする。

これらの機能を維持するために必要な設備(以下「溢水 防護対象設備」という。) について,「設置許可基準規則」 第九条及び第十二条の要求事項を踏まえ「原子力発電所の 内部溢水影響評価ガイド(平成26年8月6日原規技発第 1408064 号原子力規制委員会決定)」(以下「評価ガイド」 という。) も参照し、以下のとおり選定する。

- ・重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全 機能を適切に維持するために必要な設備
- ・プール冷却及びプールへの給水の機能を適切に維持す るために必要な設備

原子炉施設内における溢水として、原子炉施設内に設置 された機器及び配管の破損(地震起因を含む。),消火水系 統等の作動及び使用済燃料ピット等のスロッシングその他 の事象により発生した溢水を考慮し、溢水防護対象設備が 没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損な うことのない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時 にその安全機能を損なうことのない設計)とする。さらに、

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及 び設備の基準に関する規則(以下「設置許可基準規則」 という。) 第九条 (溢水による損傷の防止等)」の要求事 項を踏まえ、安全施設は、原子炉施設内における溢水が 発生した場合においても、安全機能を損なうことのない 設計とする。

そのために、原子炉施設内における溢水が発生した場 合においても, 原子炉を高温停止でき, 引き続き低温停 止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とす る。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を 維持できる設計とする。溢水の影響を受けて運転時の異 常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それ らに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても 異常状態を収束できる設計とする。

さらに、使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピ ットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維 持できる設計とする。

ここで、これらの機能を維持するために必要な設備を、 以下「防護対象設備」という。設置許可基準規則第九条 及び第十二条並びに「原子力発電所の内部溢水影響評価 ガイド(平成 26 年 8 月 6 日原規技発第 1408064 号原子 力規制委員会決定)」(以下「溢水ガイド」という。)の要 求事項を踏まえ、以下の設備を防護対象設備とする。

- ・重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全 機能を適切に維持するために必要な設備
- ・プール冷却及びプールへの給水の機能を適切に維持す るために必要な設備

原子炉施設内における溢水として,原子炉施設内に設置 された機器,配管の破損(地震起因を含む。),消火水系(ス プリンクラーを含む。)等の動作又は使用済燃料ピットのス ロッシングにより発生した溢水を考慮し、防護対象設備が 没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損な うことのない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時 にその安全機能を損なうことのない設計)とする。評価に

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第9条 溢水による損傷の防止等	旧 発	緑字:記載表現、	設備名称の相違 (実質的な相違なし)
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
	泊発電所3号炉 溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全 保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その 溢水の影響を考慮した上で、「発電用軽水型原子炉施設の安 全評価に関する審査指針」(以下「安全評価指針」という。) に基づき必要な機器の単一故障を考慮しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生により、炉心損傷に 至ることなく当該事象を収束できる設計とする。 地震、津波、竜巻、降水等の自然現象による波及的影響 により発生する溢水に関しては、溢水防護対象設備、溢水 源となる屋外タンク等の配置も踏まえて、最も厳しい条件 となる自然現象による溢水の影響を考慮し、溢水防護対象 設備が安全機能を損なうことのない設計とする。	当たっては、安全評価に関する審査指針に基づき、運転時 の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合、それ	差異の説明 設計方針の相違 ・泊では運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生時でも、全ての溢水防護対象設備が溢水(地震・想定破損・消火放水)によって安全機能を損なうことのないよう、必要に応じて溢水防護対策を施すことを原則としている。 ・例外として、3 台ある充てんポンプについては、各ポンプ室内の想定破損時に 1 台のポンプが機能喪失(没水) する評価結果となるが、他の 2 台は健全であることを確認している。
	地下水による溢水に関しては、建屋基礎下に設置している集水配管により、建屋最下層にある湧水ピットに集水し 湧水ピットポンプにより排水する設計とする。また、建屋 外周部における壁、扉等により溢水防護区画を内包する建 屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設備が安 全機能を損なうことのない設計とする。なお、地下水排水 設備については、基準地震動による地震力に対して耐震性 を確保する設計とする。	地下水による溢水に関しては、建屋基礎下に設置している集水管により、建屋最下層にある湧水サンプに集水する設計とする。また、周囲の地下水水位を考慮しても、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。	記載箇所の相違 女川は地下水による溢水について「1. 7.6 溢水防護区画を内包するエリア外及び 建屋外からの流入防止に関する設計方針」 に記載している。
また、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その 他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場 合には、溢水が管理区域外へ漏えいしないよう、建屋内の 壁、扉、堰等により伝播経路を制限する設計とする。	また、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、溢水が管理区域外へ漏えいしないよう、建屋内の壁、扉、堰等により伝播経路を制限する設計とする。 【説明資料 (1.1: P9条-別添1-1~3)】	また、放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管が破損することにより、当該容器又は配管から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、溢水が管理区域外へ漏えいしないよう、建屋内の壁、扉、堰等により伝播経路を制限する設計とする。 具体的な溢水評価に関する設計方針を、「1.8.2 原子炉施設の溢水評価に関する設計と対 及び「1.8.3 使用済燃料ビットの溢水評価に関する設計方針」にて説明する。 【別添資料1 (2-9-別 1-4) (2-9-別 1 補-4,520~541,573~587)】	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等

女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 差異の説明 大飯発電所3/4号炉 また、溢水防護のために実施する対策について「1.8.4溢 水防護に関する設計方針」にて説明する。 1.7.1 設計上対処すべき施設を抽出するための方針 1.7.1 設計上対処すべき施設を抽出するための方針 1.8.2.2 防護対象設備の設定 先行審査知見の反映 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認 防護対象設備は,原子炉施設内で発生した溢水に対して, 溢水防護対象設備の抽出について、女川と する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全 する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全 重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能 同様、重要度の特に高い安全機能を有する構 機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類 機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類 を損なうことのない設計 (原子炉を高温停止でき、引き続 築物、系統 及び 機器並びに使用済燃料ビッ 審査指針」という。)における分類のクラス 1、クラス 2 審査指針」という。) における分類のクラス 1. クラス 2 き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設 トの冷却機能及び給水機能を維持するため 及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 計。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維 に必要な構築物、系統及び機器を溢水防護対 この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、 持できる設計。)とするために必要な設備とする。 象設備として抽出していることを明確化す この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、 系統及び機器を選定する。具体的には、発電用原子炉を 系統及び機器として, 原子炉を高温停止でき, 引き続き るため、当該記載の充実化を図った。 高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ 低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するため 込め機能を維持するために必要な設備, また, 停止状態 に必要な設備, また, 停止状態にある場合は引き続きそ にある場合は引き続きその状態を維持するため並びに使 の状態を維持するため並びに使用済燃料ピットの冷却機 用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するため 能及び給水機能を維持するために必要となる設備を選定 に必要となる, 重要度分類審査指針における分類のクラ する。 ス1,2に属する構築物、系統及び機器に加え、安全評価 上その機能を期待するクラス3に属する構築物,系統及 び機器を抽出する。 原子炉の高温停止, 低温停止及びその維持に必要な系 具体的には,原子炉の停止,高温停止,低温停止及び 記載内容の相違 統設備については、具体的に以下を選定する。 その維持に必要な系統設備として、以下を選定する。 泊は原子炉停止に必要な系統設備を個別 原子炉停止:原子炉停止系,安全保護系 ①原子炉停止:原子炉停止系 に抽出している。また、評価ガイドの要 ほう酸添加:原子炉停止系(化学体積制御設備の ②ほう酸添加:原子炉停止系(化学体積制御系のほう 求を踏まえ、溢水により発生する原子炉 ほう酸注入機能) 酸注入機能等) 外乱に対処する系統設備も個別に抽出し · 崩壊熱除去:補助給水設備,主蒸気設備,余熱除去 ③崩壊熱除去:補助給水系,主蒸気系,余熱除去系 ④1次系減圧:1次冷却系統の減圧機能 ・なお、溢水防護対象設備として、重要度 設備 ・1次系減圧:1次冷却系統の減圧機能 ⑤上記系統の関連系 (原子炉補機冷却系,制御用空気 の特に高い安全機能を有する構築物、系 上記系統の関連系(原子炉補機冷却水設備,原子炉 系, 換気空調系, 非常用電源系, 冷水系, 電気盤) 統及び機器並びに使用済燃料ビットの冷 ⑥その他 補機冷却海水設備,制御用圧縮空気設備,換気空調設 却機能及び給水機能を維持するために必 備, 非常用所內電源系, 空調用冷水設備, 電気盤等) 要な構築物、系統及び機器を抽出するこ とに差異はなし。 以上の系統設備に加え、原子炉施設の安全評価指針を 以上の系統設備に加え、原子炉施設の安全評価に関す 参考に、以下の溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢 る審査指針に基づき, 運転時の異常な過渡変化及び設計 水の原因となり得る原子炉外乱に対処する設備を抽出す 基準事故を対象として、溢水により発生し得る原子炉外 乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱に対処する設備 3. を抽出する。抽出に当たっては溢水事象となり得る運転 ・想定破損による溢水(単一機器の破損を想定) 時の異常な過渡変化及び設計基準事故も評価対象とす ・消火水の放水による溢水 (単一の溢水源を想定) ・地震による耐震B、Cクラス機器からの溢水 原子炉外乱としては、以下の溢水により発生し得る原

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
	抽出に当たっては溢水事象となり得る運転時の異常な 過渡変化及び設計基準事故も考慮する。 また、地震に対しては溢水だけでなく、地震に起因す る原子炉外乱(主給水流量喪失、外部電源喪失等)も考 慮する。	子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を考慮する。地震に対しては溢水だけでなく、地震に起因する原子炉外乱(主給水流量喪失、外部電源喪失等)も考慮する。 ・想定破損による溢水(単一機器の破損を想定)・消火水の放水による溢水(単一の溢水源を想定)・地震起因による溢水(耐震B, Cクラスの機器の破損を想定)	
	溢水評価上想定する起因事象として抽出する運転時の 異常な過渡変化及び設計基準事故を第1.7.1表及び第 1.7.2表に示す。また、溢水評価上想定する事象とその 対処系統を第1.7.3表に示す。	溢水評価上想定する起因事象として抽出する運転時の 異常な過渡変化及び設計基準事故を第1.8.2表及び第 1.8.3表に示す。また、溢水評価上想定する事象とその 対処系統を第1.8.4表に示す。 【別添資料1(2-9-別1-8,9,97~125)(2-9-別1補 -4~31,508~519)】	
以上を踏まえ、溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する。なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、溢水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。以上の考えに基づき選定された溢水から防護すべき系統設備を第1.7-1表に示す。なお、抽出された溢水防護対象設備のうち、以下の設備は溢水影響を受けても、必要とされる安全機能を損なわないことから、溢水による影響評価の対象として抽出しない。	以上を踏まえ、溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する。なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、溢水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。以上の考えに基づき選定された溢水から防護すべき系統設備を第1.7.4表に示す。なお、抽出された溢水防護対象設備のうち、以下の設備は溢水影響を受けても、必要とされる安全機能を損なわないことから、溢水による影響評価の対象として抽出しない。	なお、抽出された防護対象設備のうち、以下の設備は 溢水影響を受けても、必要とされる安全機能を損なうこ とはない。	
(3) 動作機能の喪失により安全機能に影響しない機器機能要求のない電動弁及び状態が変わらず安全機能に影響しない電動弁。 フェイルーセイフ設計となっている機器であり、溢水の影響により動作機能を損なった場合においても、安全機能に影響がない機器。	(1) フェイルポジションで安全機能に影響しない設備 「フェイル アズ イズ」でも安全機能に影響しない電 動弁,又は「フェイル ポジション」でも安全機能に影 響しない空気作動弁等,動作機能喪失によっても安全 機能へ影響しない設備。	(1) フェイルポジションで安全機能に影響しない設備 「フェイル アズ イズ」でも安全機能に影響しない 電動弁,「フェイル ポジション」でも安全機能に影響 しない空気作動弁等,動作機能喪失によっても安全機 能へ影響しない設備。	表現の相違
(2) 原子炉格納容器内に設置されている機器 原子炉格納容器内で想定される溢水である原子炉冷	(2) 原子炉格納容器内の設備 原子炉冷却材喪失(以下「LOCA」という。) 時の	(2) 原子炉格納容器内の設備 原子炉冷却材喪失(LOCA)時の原子炉格納容器	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等		秋子: 記載衣兒、	設備名称の相違(実質的な相違なし)
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
却材喪失時の原子炉格納容器内の状態を考慮しても, 没水,被水及び蒸気の影響を受けないことを試験も含 めて確認している機器。	原子炉格納容器内の状態(温度・圧力及び溢水影響) を考慮した耐環境仕様を有する設備,又は溢水事象が 発生した場合のプラント停止操作において必ずしも必 要でない設備。	内の状態(圧力,温度及び溢水影響)を考慮した耐環境仕様を有する設備又は溢水事象が発生した場合のプラント停止操作において必ずしも必要でない設備。	表現の相違
(1) 溢水の影響を受けない静的機器 構造が単純で外部から動力の供給を必要としないこ とから、溢水の影響を受けて安全機能を損なわない容 器、熱交換器、フィルタ、安全弁、逆止弁、手動弁、 配管及び没水に対する耐性を有するケーブル。	(3) 溢水の影響を受けない設備 溢水の影響により外部からの電源供給や電気信号を 喪失しても機能喪失しない容器, 熱交換器, フィルタ, 安全弁, 逆止弁, 手動弁, 配管等の静的機器。	(3) 溢水の影響を受けない設備 溢水の影響により外部からの電源供給や電気信号を 喪失しても機能喪失しない容器, 熱交換器, フィルタ, 逆止弁, 手動弁, 配管等の静的機器。	記載内容の相違 ・泊ではサンプ類、ピット類、空調ユニット、 排気筒も溢水の影響を受けない静的機器と しており、「~、配管等」としている。
(4) 他の機器で代替できる機器 他の機器により要求機能が代替できる機器。ただし、 代替する他の機器が同時に機能喪失しない場合に限 る。	(4) その他の機器で代替できる設備 溢水の影響により機能喪失した場合でも、他の設備 で機能代替が可能な設備。	(4) その他設備で代替できる設備 補助給水隔離弁の隔離機能は、補助給水流量調節弁 の隔離機能により代替。	<u>表現の相違</u>
(女川ではここに第 1.7-1 表があるが、比較表では後段に 記載)	【説明資料(2:P9条-別添1-3~25)】	以上の考えに基づき選定された溢水から防護すべき 系統設備を第 1.8.5 表に示す。 【別添資料 1 (2-9-別 1-9~12) (2-9-別 1 補-11~13, 32~53)】	
1.7.2 考慮すべき溢水事象 溢水源及び溢水量としては、発生要因別に分類した以 下の溢水を想定して評価することとし、評価条件につい ては溢水評価ガイドを参照する。	1.7.2 溢水源及び溢水量を設定するための方針 溢水源及び溢水量としては,発生要因別に分類した以 下の溢水を想定して評価することとし,評価条件につい ては評価ガイドを参照する。	1.8.2 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針 1.8.2.1 溢水源及び溢水量の想定 溢水源及び溢水量としては、発生要因別に分類した以 下の溢水を想定して評価する。	章立ての相違
a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) b. 発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水の放水による溢水」という。) c. 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(使用済燃料プール等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)(以下「地震起因による溢水」という。) d. その他の要因(地下水の流入,地震以外の自然現象,機器の誤作動等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)	a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) b. 発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水の放水による溢水」という。) c. 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(使用済燃料ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)(以下「地震起因による溢水」という。) d. その他の要因(地下水の流入,地震以外の自然現象,機器の誤作動等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)	①溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) ②発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水の放水による溢水」という。) ③地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(以下「地震起因による溢水」という。)	

第9条 溢水による損傷の防止等

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 防護対象設備が設置されている建屋内において、流体 溢水源となり得る機器は、流体を内包する容器及び配 溢水源となり得る機器は、流体を内包する容器及び配 を内包する容器及び配管を溢水源となり得る機器として 管とし、a. 又はc. の評価において破損を想定するものは、 管とし、a. 又はc. の評価において破損を想定するものは 抽出する。ここで抽出された機器のうち、上記①又は③ それぞれの評価での溢水源として設定する。 それぞれの評価での溢水源として設定する。 の評価において破損を想定するものは、それぞれの評価 での溢水源として考慮する。 a. 又は b. の溢水源の想定に当たっては、一系統におけ a. 又はb. の溢水源の想定に当たっては、一系統におけ る単一の機器の破損又は単一箇所での異常状態の発生と る単一の機器の破損又は単一箇所での異常状態の発生と し、他の系統及び機器は健全なものと仮定する。また、 し、他の系統及び機器は健全なものと仮定する。また、 一系統にて多重性又は多様性を有する機器がある場合に 一系統にて多重性又は多様性を有する機器がある場合に おいても、そのうち単一の機器が破損すると仮定する。 おいても、そのうち単一の機器が破損すると仮定する。 設備の相違 号炉間で共用する建屋及び一体構造の建屋に設置される ・泊3には泊1/2号と共用する建屋は存在 機器にあっては、共用、非共用機器に係わらず、その建 Lter 屋内で単一の溢水源を想定し、建屋全体の溢水経路を考 ・泊3では、a. 又はb. の溢水源の想定に当 慮する。 たって、連結する建屋内で単一の溢水源 を想定するが、連結された建屋全体の溢 なお、海水ポンプエリア及び防護対象設備が設置され 水経路だけでなく、単独建屋内の溢水経 ている建屋外の溢水源については、地震、津波、竜巻、 路も考慮している。(1.7.3 溢水防護区 地滑り等を考慮する。具体的には、「1.8.2.5 海水ポンプ 画及び溢水経路を設定するための方針 エリアにおける溢水評価に関する設計方針」及び にある「溢水経路は、溢水防護区画内の 「1.8.2.6 防護対象設備設置建屋外からの溢水評価に関 水位が最も高くなるように保守的に設定 する設計方針」にて説明する。 する」を踏まえた対応) 【説明資料 (3:P9 条-別添-26))】 【別添資料1(2-9-別1-6~7)】 1.7.3 溢水源及び溢水量の想定 1.7.3.1 想定破損による溢水 (1) 想定破損による溢水 (1) 想定破損による溢水 (1) 想定破損における溢水源の想定 想定破損による溢水については、単一の配管の破損 想定破損による溢水については, 単一の配管の破損 章立ての相違 による溢水を想定して, 配管の破損箇所を溢水源とし による溢水を想定して, 配管の破損箇所を溢水源とし て設定する。 て設定する。 以下で定義する高エネルギー配管及び低エネルギー配 また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネ 管に分類して破損を想定し没水,被水及び蒸気による影 また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネ ルギーに応じて、以下で定義する高エネルギー配管又 ルギーに応じて,以下で定義する高エネルギー配管又 響を評価する。 は低エネルギー配管に分類する。 は低エネルギー配管に分類する。 「高エネルギー配管」とは、呼び径 25A(1B)を超 「高エネルギー配管」とは、呼び径 25A (1B)を超 ※1 「高エネルギー配管」は、呼び径 25A(1B)を超え える配管であって、プラントの通常運転時に運転 る配管でプラントの通常運転時に運転温度が95℃を える配管であって、プラントの通常運転時に運転 温度が95℃を超えるか又は運転圧力が 温度が 95℃を超えるか又は運転圧力が 超えるか又は運転圧力が 1.9MPa[gage]を超える配 1.9MPa[gage]を超える配管。ただし、被水及び蒸 1.9MPa[gage]を超える配管。ただし、被水及び蒸 管。ただし、被水、蒸気については配管径に関係な 気の影響については配管径に関係なく評価する。 気の影響については配管径に関係なく評価する。 く影響を評価する。 「低エネルギー配管」とは、呼び径 25A(1B)を超 「低エネルギー配管」とは、呼び径 25A(1B)を超 ※2 「低エネルギー配管」は、呼び径 25A(1B)を超え える配管であって、プラントの通常運転時に運転 える配管であって、プラントの通常運転時に運転 る配管でプラントの通常運転時に運転温度が95℃以

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は1本列の相違(記載方針の相違)

第9条 溢水による損傷の防止等	但完电// 3 方於 DD 盔中顺音生 ·	緑字:記載表現	、設備名称の相違(実質的な相違なし)
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
温度が95℃以下で、かつ運転圧力が1.9MPa[gage] 以下の配管。ただし、被水の影響については配管 径に関係なく評価する。なお、運転圧力が静水頭 圧の配管は除く。 ・ 高エネルギー配管として運転している割合が当該 系統の運転している時間の2%又はプラント運転 期間の1%より小さければ、低エネルギー配管と して扱う。	温度が95℃以下で、かつ運転圧力が1.9MPa[gage]以下の配管。ただし、被水の影響については配管径に関係なく評価する。なお、運転圧力が静水頭圧の配管は除く。 ・ 高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さければ、低エネルギー配管として扱う。	下で、かつ、運転圧力が 1.9MPa[gage]以下の配管。 (ただし、静水頭圧の配管は除く。) ※3 高エネルギー配管として運転している割合が当該 系統の運転している時間の 2%又はプラント運転期間 の 1%より小さければ、低エネルギー配管として扱う。 【別添資料 1 (2-9-別 1-16~18) (2-9-別 1 補-170~171)	
配管の破損形状の想定に当たっては、高エネルギー配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギー配管は、原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック」(以下「貫通クラック」という。)を想定する。ただし、応力評価を実施する配管については、発生応力 Sn と許容応力 Sa の比により、以下で示した応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。また、応力評価の結果によび、破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施する。	配管の破損形状の想定に当たっては、高エネルギー配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギー配管は、原則「配管内径の 1/2 の長さと配管肉厚の 1/2 の幅を有する 貫通クラック (以下「貫通クラック」という。)」を想定する。ただし、応力評価を実施する配管については、発生応力 Sn と許容応力 Sa の比により、以下で示した応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。また、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施する。	破損を想定する位置は、安全機能への影響が最も大きくなる位置とする。 配管の破損形状の想定に当たっては、「溢水ガイド附属 書A」にしたがい、高エネルギー配管は、原則「完全全 周破断」、低エネルギー配管は、原則「貫通クラック」を 想定する。ただし、溢水ガイドでは、以下のとおり、応 力評価の結果により、破損形状を想定できることが定め られている。 溢水ガイドでは、配管の一次+二次応力 Sn が許容応 力 Sa に対し以下の条件を満足すれば、それに応じた破 損形状の想定が可能であることを規定している。	
【高エネルギー配管(ターミナルエンド部を除く。)】 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器 バウンダリの配管 (a) クラス1配管 Sn≤0.8×許容応力 ^{※1} ,疲れ累積係数≤0.1 ⇒破損想定不要 (b) クラス2配管 Sn≤0.8×許容応力 ^{※1} ⇒破損想定不要 ※1 クラス1配管は 2.4Sm以下,クラス2配管は 0.8Sa以下 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器 バウンダリ以外の配管 (a) クラス1配管 Sn≤0.4×許容応力 ^{※2} ,疲れ累積係数≤0.1 ⇒破損想定不要 0.4×許容応力 ^{※2} 、5n≤0.8×許容応力 ^{※3} ,疲れ累	【高エネルギー配管 (ターミナルエンド部を除く。)】 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器 バウンダリの配管 (a) クラス1配管 Sn≤0.8×許容応力 ^{※1} ,疲れ累積係数≤0.1 ⇒破損想定不要 (b) クラス2配管 Sn≤0.8×許容応力 ^{※1} ⇒破損想定不要 ※1 クラス1配管は2.4Sm以下,クラス2配管は0.8Sa以下 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管 (a) クラス1配管 Sn≤0.4×許容応力 ^{※2} ,疲れ累積係数≤0.1 ⇒破損想定不要 0.4×許容応力 ^{※3} ,疲れ累	【高エネルギー配管 (ターミナルエンドを除く。)】 Sn ≦ 0.4Sa 破損想定不要 0.4Sa <sn 0.8sa="" ≦="" 貫通クラック<br="">なお、高エネルギー配管のターミナルエンドは、応力 評価の結果にかかわらず「完全全周破断」を想定する。</sn>	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所 2号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 泊発電所 3 号炉 積係数≤0.1⇒貫通クラック 積係数≤0.1⇒貫通クラック (b) クラス 2、3 又は非安全系配管 (b) クラス 2, 3 又は非安全系配管 Sn≤0.4×許容応力※2→破損想定不要 Sn≤0.4×許容応力※2→破損想定不要 0.4×許容応力^{※2}⟨Sn≤0.8×許容応力^{※3} 0.4×許容応力^{※2}⟨Sn≤0.8×許容応力^{※3} ⇒貫通クラック ⇒貫通クラック ※2 クラス 1 配管は 1, 2Sm 以下, クラス 2, 3 又は ※2 クラス 1 配管は 1, 2Sm 以下, クラス 2, 3 又は 非安全系配管は 0.4Sa 以下 非安全系配管は 0.4Sa 以下 ※3 クラス1配管は2.4Sm以下, クラス2.3 又は ※3 クラス 1 配管は 2.4Sm 以下, クラス 2.3 又は 非安全系配管は 0.8Sa 以下 非安全系配管は 0.8Sa 以下 【低エネルギー配管】 【低エネルギー配管】 【低エネルギー配管】 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器 Sn ≦ 0.4Sa 破損想定不要 バウンダリの配管 バウンダリの配管 【別添資料 1 (2-9-別 1-19, 20, 21) (2-9-別 1 補-172 Sn≦0.4Sa ⇒ 破損想定不要 Sn≦0.4Sa ⇒ 破損想定不要 $\sim 194)$ ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器 バウンダリ以外の配管 バウンダリ以外の配管 Sn≤0.4×許容応力¾ ⇒ 破損想定不要 Sn≤0.4×許容応力※4 ⇒ 破損想定不要 ※4 クラス1配管は1.2Sm以下、クラス2、3 又は ※4 クラス 1 配管は 1.2Sm 以下, クラス 2.3 又は 非安全系配管は 0.4Sa 以下 非安全系配管は 0.4Sa 以下 ここで Sn、Sm 及び Sa は日本機械学会「発電用原子力 ここで Sn. Sm 及び Sa は日本機械学会「発電用原子力 設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005)) による。 設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005)) による。 (2) 想定破損における溢水量の設定 想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水影響が 想定する破損簡所は溢水防護対象設備への溢水影響が 高エネルギー配管の溢水評価では、応力評価の結果に 最も大きくなる位置とし、溢水量は、異常の検知、事象 最も大きくなる位置とし、溢水量は、異常の検知、事象 より想定した破損形状による溢水を想定し、異常の検知、 の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室 の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室 事象の判断、漏えい箇所の特定、漏えい箇所の隔離等に からの隔離により漏えい停止するまでの時間(運転員の からの隔離により漏えい停止するまでの時間(運転員の より漏えい停止するまでの時間(運転員の状況確認及び 状況確認及び隔離操作含む。)を適切に考慮し、想定する 状況確認及び隔離操作を含む。)を適切に考慮し、想定す 隔離操作を含む。)に保守性を考慮して設定し、溢水量を 破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔 る破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として 算出する。 離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。なお、 隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。なお、 また,隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有 手動による漏えい停止の手順は、保安規定又はその下位 手動による漏えい停止の手順は、保安規定又はその下位 水量を考慮する。想定する破損箇所は防護対象設備への 規定に定める。 規定に定める。 溢水影響が最も大きくなる位置とする。 ここで、漏水量は、配管の破損形状を考慮した流出流 ここで、漏水量は、配管の破損形状を考慮した流出流 低エネルギー配管の溢水評価では、貫通クラックによ 量に漏水箇所の隔離までに必要な時間(以下「隔離時間」 量に漏水箇所の隔離までに必要な時間(以下「隔離時間」 る溢水を想定し、隔離による漏えい停止に必要な時間か という。)を乗じて設定する。 という。)を乗じて設定する。 ら溢水量を算出する。また、隔離後の溢水量として隔離 範囲内の系統の保有水量を考慮する。想定する破損箇所 【説明資料 (3.1:P9 条-別添 1-27~35)】 は防護対象設備への溢水影響が最も大きくなる位置とす る。ただし、応力評価結果により、一次+二次応力 Sn が

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		許容応力 Sa に対して、判定条件(Sn≤0.4Sa)を満足する 配管については破損を想定しない。 応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、 評価結果に影響するような減肉がないことを確認するた めに継続的な肉厚管理を実施する。 【別添資料1(2-9-別1補-76~169,195,498~507)】	
1.7.3.2 消火水の放水による溢水 (1) 消火水の放水による溢水源の想定 消火水の放水による溢水については,発電用原子炉 施設内に設置される消火設備等からの放水を溢水源と して設定する。	(2) 消火水の放水による溢水 消火水の放水による溢水については,原子炉施設内 に設置される消火設備等からの放水を溢水源として設 定し,	(2) 消火水の放水による溢水 消火栓からの放水については、3 時間の放水により想 定される溢水量若しくは、火災源が小さい場合において は、その可燃性物質の量及び等価火災時間を考慮した消 火活動に伴う放水により想定される溢水量を設定する。	章立での相違
	消火設備等からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。 消火設備等のうち、消火栓からの放水量については、 3時間の放水により想定される溢水量を基本とするが、 火災源が小さいエリアについては、「原子力発電所の火 災防護指針(JEAG4607-2010)」解説-4-5(1)の規定による「火災荷重」及び「等価火災時間」を用いて放水量を算定し、溢水量を設定する。	スプリンクラーからの放水については、「1.7 火災防護に関する基本方針」で示されている放水量を用い、放水停止に要する時間については、火災発生時の中央制御室での警報発信後から、現場到着までの時間に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出する。スプリンクラーには自動起動及び手動起動があるが、溢水評価においては両者を区別せずに溢水量を算出する。なお、高エネルギー配管破断時の環境温度よりも高い動作温度のスプリンクラーヘッドを適用することで高エネルギー配管の破損によってもスプリンクラーが誤って動作しないため、高エネルギー配管破断とスプリンクラーからの放水による溢水をあわせて想定しない。スプリンクラー設備は消防法施行規則に定める設置及び維持に関する技術上の基準を満足した設計とする。したがって、スプリンクラーヘッド、感知器、予作動弁は消防認定品とする。さらに、感知器	記載箇所の相違 女川は当該記載を次頁に記載している。 設計方針の相違 ・比較結果の概要②【消火放水の溢水量】 のとおり、泊では放水量の算定に用いた 各区画の火災荷重を上回る量の可燃物が 持ち込まれないよう現場管理している。

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 3 連比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		から予作動弁に信号を送るケーブルは消防法施行規則領	5
		12 条及び消防庁告示第11 号により認められた耐熱電網	泉
		を使用することで、耐熱仕様による保護がされているだ	
		め、予作動弁の開動作に影響を及ぼさず、火災によりな	•
		ーブルが損傷し、直ちに信号が遮断されることはない記	t l
		計とする。	
		スプリンクラーからの放水によって、同時に2系統の	
		防護対象設備が機能喪失するおそれがあるエリアにはバ	
		ロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置すること	
		で、防護対象設備の安全機能を損なうことのない設計と	
		する。	
	なお、消火水を使用しない消火手段であるハロン消	ハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置したコ	記載方針の相違
	火設備又は二酸化炭素消火設備を設置する区画は,ハ	リアでは溢水量を考慮しないが、隣接するエリアでの消	泊ではガス消火設備の設置区画では消火
	ロン又は二酸化炭素を消火手段として考慮した評価を	火栓からの放水及びスプリンクラーからの放水による道	を考慮していないことを記載している。な
	実施する。	水の伝播を考慮する。	ガス消火設備の未設置区画から、ガス消火
		なお、高エネルギー配管の破損によるスプリンクラー	- の溢水伝播は考慮している。
		の誤動作については防止対策を図る設計とする。	
消火栓以外の設備としては、スプリンクラや格納容	消火栓以外の設備としては、スプリンクラーや格納	発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防」	t.
器スプレイ冷却系があるが,溢水防護対象設備が設置	容器スプレイ系統があるが、溢水防護対象設備が設置	のために設置される系統からの放水のうち、消火栓から	
されている建屋には、スプリンクラは設置しない設計	されている建屋には、スプリンクラーは設置しない設	の放水、スプリンクラーからの放水及び格納容器スプレ	
とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計	計とし, 溢水防護対象設備が設置されている建屋外の	イ系からの放水があるが、格納容器スプレイ系について	
とすることから溢水源として想定しない。	スプリンクラーに対しては、その作動による溢水の流	は原子炉格納容器内でのみ生じ、防護対象設備は耐環場	記載方針の相違
	入により、防護対象設備が安全機能を損なうことのな	性があることから格納容器スプレイ系の動作により発生	・ 屋外変圧器のスプリンクラー作動時
	い設計とすることから溢水源として想定しない。	する溢水により原子炉格納容器内の防護対象設備が安全	水影響について記載している。
また、原子炉格納容器内の溢水防護対象設備につい	また,原子炉格納容器内の溢水防護対象設備につい	機能を損なうことはない。なお、格納容器スプレイ系の	
ては、格納容器スプレイ冷却系の作動によって発生す	ては、格納容器スプレイ系統の作動により発生する溢	作動回路は、チャンネルの単一故障を想定してもその様	Š
る溢水により安全機能を損なわない設計とする。なお、	水により安全機能を損なうことのない設計とする。な	能を失うことがなく、かつ、誤信号発生による誤作動を	
格納容器スプレイ冷却系は、単一故障による誤作動が	お、格納容器スプレイ系統の作動回路は、単一故障に	防止する設計とする。	
発生しないように設計上考慮されていることから誤作	よる誤作動が発生しないように設計上考慮されている	具体的には、原子炉格納容器圧力異常高の「2 out of 4	J.:
動による溢水は想定しない。	ことから誤作動による溢水は想定しない。	信号による自動作動又は中央制御盤上の操作スイッチ2	8
		個を同時に操作することによる手動作動としていること	
) 消火水の放水による溢水源の想定		を確認する方針とする。	
消火設備等からの単位時間当たりの放水量と放水時			
間から溢水量を設定する。	【説明資料 (3.2:P9 条-別添 1-35~37)】	【別添資料1 (2-9-別 1-43~46, 289~310)	記載箇所の相違
消火設備等のうち、消火栓からの放水量については、	•	(2-9-別 1 補-316~348)】	泊は当該記載を前頁に記載している。

3時間の放水により想定される溢水量を設定する。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第9条 溢水による損傷の防止等	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性		、設備名称の相違(実質的な相違なし)
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
1.7.3.3 地震起因による溢水	(3) 地震起因による溢水	(3) 地震起因による溢水	
(1) 発電所内に設置された機器の破損による漏水			章立ての相違
①地震起因による溢水源の想定			
地震起因による溢水については、溢水源となり得る	地震起因による溢水については, 溢水源となり得る	溢水源となり得る機器 (流体を内包する機器) のうち,	記載箇所の相違
機器(流体を内包する機器)のうち,基準地震動 Ss に	機器(流体を内包する機器)のうち、基準地震動による	基準地震動による地震力により破損が生じる機器を溢水	女川は次頁にスロッシングによる漏洩水に
よる地震力により破損が生じる機器を溢水源として設	地震力により破損が生じる機器及び使用済燃料ピット等	源として想定する。	ついて記載している。
定する。	のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定す		
	ప 。		
		耐震Sクラスの機器については、基準地震動による地	
耐震Sクラス機器については、基準地震動 Ss による	耐震Sクラスの機器については、基準地震動による	震力によって破損は生じないことから溢水源として想定	
地震力によって破損は生じないことから溢水源として	地震力によって破損は生じないことから溢水源として	しない。	
想定しない。また、耐震B及びCクラス機器のうち耐	想定しない。また、耐震B、Cクラスの機器のうち耐	また、耐震B、Cクラスの機器のうち、耐震Sクラス	
震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により、基	震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により、基	の機器と同様に基準地震動による地震力に対して耐震性	
準地震動 Ss による地震力に対して耐震性が確保され	準地震動による地震力に対して耐震性が確保されてい	が確保されるもの(水位制限によるものを含む。)又	
ているものについては溢水源として想定しない。	るものについては溢水源として想定しない。	は耐震対策工事により、耐震性を確保するものについて	章立ての相違
		は溢水源として想定しない。	
②地震起因による溢水量の設定		耐震B, Cクラスの機器が, 耐震性を確保する耐震B,	
溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機	溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機	Cクラスの機器に対して、波及的影響を及ぼさないこと	
器のうち溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大き	器のうち溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大き	を確認する方針とする。耐震強度評価又は耐震対策工事	
くなる位置で漏水が生じるものとして評価する。溢水	くなる位置で漏水が生じるものとして評価する。溢水	により耐震性が確保される機器を第1.8.1 表に示す。	
源となる配管については破断形状を完全全周破断と	源となる容器については全保有水量を考慮し、溢水源		
し、溢水源となる容器については全保有水量を考慮し	となる配管については完全全周破断による溢水量を考		
た上で、溢水量を算出する。	慮する。	※4.目の際ロフルキーマル 湯よび出 19 7 1.1 を採用	et et de la minute
また、漏えい検知による漏えい停止を期待する場合	また、運転員による中央制御室及び現場での隔離操作により得らい億小な物は大型を表する。	溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器	設計方針の相違
は、漏えい停止までの隔離時間を考慮し、 配管の破損箇所か	作により漏えい停止を期待する場合は、漏えい停止ま での適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所から流	のうち防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位 置で漏水が生じるものとして評価する。溢水源となる容	・比較結果の概要③【地震時の隔離操作】の とおり
ら流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内	出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系	置で編水が主じるものとして計画する。温水源となる春 器については全保有水量を考慮し、溢水源となる配管に	240 9
の系統の保有水量を合算して設定する。ここで、漏水	統の保有水量を合算して設定する。ここで、漏水量は、	ついては完全全周破断による溢水量を考慮する。また、	
量は、配管の破損箇所からの流出流量に隔離時間を乗	配管の破損箇所からの流出流量に隔離時間を乗じて設	運転員による手動操作により漏えい停止を行う溢水源に	
じて設定する。なお、地震による機器の破損が複数箇	定する。	対して、異常の検知、事象の判断、漏えい箇所の特定、	
所で同時に発生する可能性を考慮し、漏えい検知によ	~_ / 20	漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間	
る自動隔離機能を有する場合を除き、隔離による漏え		(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)に保守性を考	
い停止は期待しない。		慮して設定し、溢水量を算出するとともに、隔離後の隔	
基準地震動 Ss による地震力に対して、耐震性が確保	基準地震動による地震力に対して、耐震性が確保さ	離範囲内の系統の保有水量を溢水量に考	
されない循環水配管については、伸縮継手の全円周状	れない循環水管については、伸縮継手の全円周状の破		記載方針の相違
の破損を想定し、循環水ポンプを停止するまでの間に	損を想定し、循環水ポンプを停止するまでの間に生じ		・タービン建屋等の評価では、津波による
生じる溢水量を設定する。	る溢水量を設定する。その際、循環水管の破損箇所か		サージングも考慮していることを記載。
	らの津波の流入量も考慮する。		
			記載箇所の相違

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等

女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 (2) 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水 泊は前頁(1)にスロッシングによる漏洩水 ①使用済燃料プールのスロッシングによる溢水源の想定 について記載している。 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水につい ては、基準地震動 Ss による地震力により生じる使用済 燃料プールのスロッシングによる漏えい水を溢水源と 章立ての相違 して設定する。 設計方針の相違 ②使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の設定 ・泊3では使用済燃料ピットと接続されて 使用済燃料ピット等のスロッシングによる溢水量の 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量の算出 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算 算出に当たっては、基準地震動による地震力により生 に当たっては、基準地震動による地震力によって生じる いる燃料検査ビット、燃料取替キャナル、 出に当たっては、基準地震動 Ss による地震力により生 じるスロッシング現象を3次元流動解析により評価 スロッシング現象を3次元流動解析により評価し、使用 キャスクピットに加え、原子炉建屋内の じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価 閉鎖ピットである燃料取替用水ピット、 し、ピット外へ漏えいする水量を考慮する。 済燃料ピット外へ漏えいする水量を考慮する。また、使 し、使用済燃料プール外へ漏えいする水量を考慮する。 用済燃料ピットの初期水位等の評価条件は保守的となる 補助給水ピットのスロッシングによる溢 水量も3次元流動解析により算出し、地 ように設定する。 震時の溢水として考慮している。 また、施設定期検査中の使用済燃料プール、原子炉 また、スロッシングによる溢水量の算出では、施設 表現の相違 ウェル及び蒸気乾燥機・気水分離器ピットのスロッシ 定期検査中の使用済燃料ピット等の水張り状態も考慮 先行審査知見の反映 ングについても評価を実施する。 する。 スロッシングによる溢水量が最大となるよ う、施設定期検査中の水張り状態も考慮して いることを明確化するため、当該記載を追加 記載方針の相違 水密化区画内には防護対象設備が設置されておら 水密化区画内には防護対象設備が設置されておらず、 溢水経路の話でもあるが、閉鎖区画内に設置 ず、かつ地震起因により水密化区画内で発生が想定さ かつ、地震起因により水密化区画内で発生が想定される されたタンク類が多数あるため、溢水源とし れる溢水は、区画外へ漏えいしない設計とすることか 溢水は、区画外へ漏えいしない設計とすることから、防 てどのように扱うか明記している。 ら、防護対象設備への溢水の影響はなく、水密化区画 護対象設備への溢水の影響はなく, 水密化区画内で発生 内で発生する溢水は溢水源として想定しない。 する溢水は溢水源として想定しない。 耐震評価の具体的な考え方を以下に示す。 耐震評価の具体的な考え方を以下に示す。 耐震強度評価の具体的な考え方を以下に示す。 ・耐震強度評価に係る応答解析は、基準地震動を用い ・構造強度評価に係る応答解析は、基準地震動 Ss を 構造強度評価に係る応答解析は、基準地震動を用 た動的解析によることとし、機器の応答性状を適切 用いた動的解析によることとし、機器の応答性状 いた動的解析によることとし、機器の応答性状を を適切に表現できるモデルを設定する。 適切に表現できるモデルを設定する。 に表現できるモデルを設定する。その上で、当該機 その上で、当該機器の据付床の水平方向及び鉛 その上で、当該機器の据付床の水平方向及び鉛 器の据付床の水平方向及び鉛直方向それぞれの床応 答を用いて応答解析を行い、それぞれの応答解析結 直方向それぞれの床応答を用いて応答解析を行 直方向それぞれの床応答を用いて応答解析を行 い、それぞれの応答解析結果を適切に組み合わせ い、それぞれの応答解析結果を適切に組み合わせ 果を適切に組み合わせる。 る。 る。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等

女川原子力発電所2号炉 差異の説明 泊発電所 3 号炉 大飯発電所3/4号炉 ・応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認め ・応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認めら ・応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認め られる規格及び基準, 既往の振動実験, 地震観測 られる規格及び基準, 既往の振動実験, 地震観測 れる規格,基準,既往の振動実験,地震観測の調査 の調査結果等を考慮して適切な値を定める。 の調査結果等を考慮して適切な値を定める。 結果等を考慮して適切な値を定める。 ・応力評価に当たり、簡易的な手法を用いる場合は評 ・応力評価に当たり、簡易的な手法を用いる場合は ・応力評価に当たり、簡易的な手法を用いる場合は 詳細な評価手法に対して保守性を有するよう留意 詳細な評価手法に対して保守性を有するよう留意 価結果が厳しい箇所については詳細評価を実施する し、簡易的な手法での評価結果が厳しい箇所につ し、簡易的な手法での評価結果が厳しい箇所につ ことで健全性を確保する。 いては詳細評価を実施することで健全性を確保す いては詳細評価を実施することで健全性を確保す る。 る。 ・基準地震動 Ss による地震力に対する発生応力の評 基準地震動による地震力に対する発生応力の評価 基準地震動による発生応力に対する評価基準値は、 価基準値は、安全上適切と認められる規格及び基 基準値は、安全上適切と認められる規格及び基準 安全上適切と認められる規格及び基準で規定されて 準で規定されている値又は試験等で妥当性が確認 で規定されている値又は試験等で妥当性が確認さ いる値又は試験等で妥当性が確認されている値を用 されている値を用いる。 れている値を用いる。 いる。 ・バウンダリ機能確保の観点から、設備の実力を反 ・バウンダリ機能確保の観点から、設備の実力を反 ・バウンダリ機能確保の観点から、設備の実力を反映 映する場合には規格基準以外の評価基準値の適用 映する場合には規格基準以外の評価基準値の適用 する場合には規格基準以外の評価基準値の適用も検 も検討する。 も検討する。 計する。 【説明資料 (3.3:P9 条-別添 1-37~45)】 【別添資料 1 (2-9-別 1-47~49, 335~367, 71~72, 396~414) (2-9-別1 補-349~407)】 表現の相違 1.7.3.4 その他の溢水 (4) その他の溢水 (4)その他の溢水 その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋 その他の溢水については、地下水の流入、降水、竜 その他の溢水については、地下水の流入、竜巻による 外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う 巻による飛来物の衝突による屋外タンクの破損に伴う 飛来物の衝突による屋外タンクの破損に伴う漏えい等の 地震以外の自然現象に伴う溢水,機器の誤動作, 弁グラ 漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水,機器の誤 漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤 作動、弁グランド部及び配管フランジ部からの漏えい 作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事 ンド部,配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。 事象等を想定する。 象等を想定する。 【説明資料 (3.4:P9条-別添1-45)】 【別添資料1 (2-9-別 1-4, 54, 383~395)】 1.7.4 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針 1.7.3 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針 1.8.2.3 溢水防護区画及び溢水経路の設定 (1) 溢水防護区画の設定 (1) 溢水防護区画の設定 溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画と 溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画と 溢水防護に対する溢水防護区画は、防護対象設備が設 し、溢水防護対象設備が設置されている全ての区画並 し、溢水防護対象設備が設置されているすべての区画 置されているすべての区画並びに中央制御室及び現場操 びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセ 並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアク 作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。溢 ス通路について設定する。溢水防護区画は壁, 扉, 堰, セス通路について設定する。溢水防護区画は壁, 扉, 水防護区画は壁、扉、堰等又はそれらの組み合わせによ 床段差等、又はそれらの組み合わせによって他の区画 堰、床段差等、又はそれらの組み合わせによって他の って他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護 と分離される区画として設定し、溢水防護区画を構成 区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画を 区画の水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設 する壁、扉、堰、床段差等については、現場の設備等 構成する壁、扉、堰、床段差等については、現場の設 定する。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等

の設置状況を踏まえ、溢水の伝播に対する評価条件を 設定する。

女川原子力発電所2号炉

(2) 溢水経路の設定

溢水影響評価において考慮する溢水経路は、溢水防 護区画とその他の区画との間における伝播経路となる 扉、壁貫通部、天井貫通部、床面貫通部、床ドレン等 の連接状況及びこれらに対する溢水防護措置を踏ま え、溢水防護区画内の水位が最も高くなるよう保守的 に設定する。

具体的には、溢水防護区画内で発生する溢水に対しては、床ドレン、貫通部及び扉から他区画への流出は想定しない(床ファンネル、機器ハッチ、開口扉等、定量的に他区画への流出を確認できる場合は除く。)保守的な条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。

溢水防護区画外で発生する溢水に対しては、床ドレン、開口部、貫通部及び扉を通じた溢水防護区画内への流入が最も多くなるよう(流入防止対策が施されている場合は除く。)保守的な条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。

なお、上層階から下層階への伝播に関しては、全量 が伝播するものとする。

溢水経路を構成する壁、扉、堰、床段差等は、基準 地震動 Ss による地震力等の溢水の要因となる事象に 伴い生じる荷重や環境に対し、必要な健全性を維持で きるとともに、保守管理及び水密扉閉止等の運用を適 切に実施することにより溢水の伝播を防止できるもの とする。なお、溢水が長期間滞留する区画境界の壁に ひび割れが生じる場合は、ひび割れからの浸水量を算 出し、溢水評価に影響を与えないことを確認する。

また, 貫通部に実施した流出及び流入防止対策も同様に, 基準地震動 Ss による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し, 必要な健全性を維持できるとともに, 保守管理を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。

なお、火災により貫通部の止水機能が損なわれる場合には、当該貫通部からの消火水の流入を考慮する。

泊発電所3号炉

備等の設置状況を踏まえ、溢水の伝播に対する評価条件を設定する。

(2) 溢水経路の設定

発生した溢水は、階段あるいは機器ハッチを経由して、上層階から下層階へ全量が伝播するものとする。 溢水経路は、溢水防護区画内の水位が最も高くなる ように保守的に設定する。

具体的には、溢水防護区画内で発生する溢水に対しては、床ドレン、開口部、貫通部、扉から他区画への流出は想定しない(定量的に他区画への流出を確認できる場合は除く。)保守的な条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。

溢水防護区画外で発生する溢水に対しては、床ドレン、開口部、貫通部、扉から溢水防護区画内への流入が最も多くなるよう(流入防止対策が施されている場合は除く。)保守的な条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。

溢水経路を構成する壁,扉,堰,床段差等は,基準 地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い 生じる荷重や環境に対し,必要な健全性を維持できる とともに,保守管理及び水密扉閉止等の運用を適切に 実施することにより溢水の伝播を防止できるものとす る。溢水が長期間滞留する区画境界の壁にひび割れが 生じる場合は,ひび割れからの浸水量を算出し溢水評 価に影響を与えないことを確認する。

貫通部に実施した流出及び流入防止対策も同様に、 基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に 伴い生じる荷重や環境に対し、必要な健全性を維持で きるとともに、保守管理を適切に実施することにより 溢水の伝播を防止できるものとする。

火災により貫通部の止水機能が損なわれる場合に は、当該貫通部からの消火水の流入を考慮する。 大飯発電所3/4号炉

現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて環境 の温度、放射線量、薬品等による影響を考慮しても、運 転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とす る。

具体的には、溢水防護区画内で発生する溢水に対しては、床ドレン、床面開口部及び床貫通部、壁貫通部、扉から他区画への流出は想定しない条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。ただし、床ドレン、床面開口部及び床貫通部、壁貫通部、扉から流出することを定量的に確認できる場合は他区画への流出

を期待する。

溢水防護区画外で発生する溢水に対しては、床ドレン、 天井面開口部及び貫通部、壁貫通部、扉から溢水防護区 画内への流入を想定した条件で溢水経路を設定し、溢水 防護区画内の溢水水位を設定する。ただし、床ドレン、 天井面開口部及び貫通部、壁貫通部、扉に流入防止対策 が施されている場合は溢水防護区画外からの流入を考慮 しない。

上層階の溢水は階段あるいは機器ハッチを経由して下 層階へ伝播する。

溢水経路を構成する壁、扉、堰等は、基準地震動による地震力に対し健全性を確認できる場合は溢水の伝播防止を期待する。溢水が長期間滞留する水密区画境界の壁にひび割れが生じる場合は、ひび割れからの浸水量を算出し溢水評価に影響を与えないことを確認する方針とする。

貫通部に実施した流出及び流入防止対策は、基準地震動による地震力に対し健全性を確認できる場合は溢水の 伝播防止を期待する。

記載方針の相違

 ・溢水経路の基本的な考え方を述べている 箇所であり、溢水全量が下階に伝播する こと、溢水伝播範囲を限定し溢水防護区 画内の水位を高く算出することの二つの 原則を上段に示している。

差異の説明

記載方針の相違

・女川も泊も、定量的に他区画への流出を確認出来る場合のみ、溢水防護区画内で生じる溢水が、他区画に流出する評価条件を記載している。

記載方針の相違

泊では基本的な考え方として、上段で 記載している。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した	消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した		
扉からの消火水の伝播を考慮する。	扉からの消火水の伝播を考慮する。	消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した	先行審査知見の反映
		扉からの消火水の伝播を考慮する。	影響評価上設定したプラント状態と一時的
また、施設定期検査作業に伴う溢水防護対象設備の	また、施設定期検査作業に伴う溢水防護対象設備の	なお、溢水の影響を受けて防護対象設備の安全機能を	に異なる状態となった場合を想定しても、溢
待機除外や扉の開放等、プラントの保守管理上やむを	待機除外や扉の開放等、プラントの保守管理上やむを	損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。),	水影響がないことを明確化するため、当該記
得ぬ措置の実施により、影響評価上設定したプラント	得ぬ措置の実施により、影響評価上設定したプラント	溢水防護区画を構成する壁,扉,堰等については,現場	載を追加した。
状態と一時的に異なる状態となった場合も想定する。	状態と一時的に異なる状態となった場合も想定する。	の設備等の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	設計方針の相違
具体的には、プラント停止中のスロッシングの発生	具体的には、プラント停止中のスロッシングの発生	防護対象設備の機能喪失高さの考え方を第1.8.6表に	女川は溢水影響評価で溢水経路として想定し
やハッチ開放時における溢水影響について評価を行	やハッチ開放時における溢水影響によって、 <mark>溢水防護</mark>	示す。	ていないハッチについて、定期検査時等にハ
い、ハッチ開放時の堰の設置により、溢水影響が他に	対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。		ッチが開放されることを考慮し、ハッチ開放
及ばない運用を行う。			時には堰を設置する等の運用を定めている。
	【説明資料(4:P9条-別添1-45~48)】	【別添資料1(2-9-別 1-13~15, 126~155)】	一方泊は溢水影響評価でハッチの止水には期
			待していないことから、定期検査時等であっ
			てもハッチの開閉状態は評価に影響しない。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

ある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を上回

第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 1.7.5 溢水防護対象設備を防護するための設計方針 1.7.4 溢水防護対象設備を防護するための設計方針 1.8.2.4 防護対象設備設置建屋内における溢水評価に関 する設計方針 想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震 想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震 想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地 起因による溢水及びその他の溢水に対して、溢水防護対 起因による溢水及びその他の溢水に対して、溢水防護対 震起因による溢水に対して、防護対象設備が以下に示 象設備が以下に示す没水、被水及び蒸気の影響を受けて 象設備が以下に示す没水、被水及び蒸気の影響を受けて す没水、被水及び蒸気の影響を受けて、安全機能を損 も、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及 も、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及 なうことのない設計とする。 び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。 び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。 また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持 また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持 できる設計とするとともに, 使用済燃料プールのスロッ できる設計とするとともに, 使用済燃料ピットのスロッ シングにおける水位低下を考慮しても、使用済燃料プー シングにおける水位低下を考慮しても、使用済燃料ピッ ルの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能等が維 トの冷却機能、給水機能等が維持できる設計とする。 表現の相違 持できる設計とする。 また、溢水評価において、現場操作が必要な設備に対 また、溢水評価において、現場操作が必要な設備に対 また、発生した溢水については、溢水の流入状態、 しては,必要に応じて区画の溢水水位,環境の温度及び しては、必要に応じて区画の溢水水位、環境の温度及び 溢水源からの距離、運転員のアクセス等により一時的 放射線量を考慮しても、運転員による操作場所までのア 放射線量並びに薬品等による影響を考慮しても、運転員 な水位変動が生じることが考えられることから、防護 記載方針の相違 溢水評価における現場操作場所へのアクセ クセスが可能な設計とする。 による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。 対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対し て裕度を確保する設計とする。 ス性に対して、女川・泊ともに薬品の影響を 具体的には、防護対象設備に対して溢水防護区画ご 考慮している。泊は「薬品等」を記載してい とに算出される溢水水位にゆらぎの影響を踏まえた裕 度 100mm を確保する。 【別添資料1(2-9-別1-4) (2-9-別1補-4,547~554)】 1.7.5.1 没水の影響に対する設計方針 1.7.4.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 1.8.2.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方針 1.7.4.1.1 没水の影響に対する評価方針 (1) 没水の影響に対する評価方針 想定される配管の破損形状に基づいた没水、被水及び 表現の相違 「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水 「1.7.2 溢水源及び溢水量を設定するための方 蒸気の影響により防護対象設備が安全機能を損なうこと 源から発生する溢水量と「1.7.4 溢水防護区画及び 針」にて設定した溢水源から発生する溢水量と のない設計とする。 溢水経路を設定するための方針」にて設定した溢水 「1.7.3 溢水防護区画及び溢水経路を設定するた 章立ての相違 防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対 めの方針」にて設定した溢水防護区画及び溢水経路 (1) 没水による影響に対する設計方針 し、溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれが から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が 高エネルギー配管の没水評価では、完全全周破断によ ないことを評価する。 安全機能を損なうおそれがないことを評価する。 る溢水を想定し溢水量を算出する。 具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足し 具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足し 低エネルギー配管の没水評価では、貫通クラックによ ていれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそ ていれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそ る溢水を想定し溢水量を算出する。ただし、応力評価結 れはない。 果より一次+二次応力 Sn が許容応力 Sa に対して判定 れはない。 a. 発生した溢水による水位が、溢水の影響を受け a. 発生した溢水による水位が、溢水の影響を受け 条件(Sn≤0.4Sa)を満足する配管については破損を想定 て溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれが て溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれ しない。

がある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等

女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 らないこと。このとき, 溢水による水位の算出に 上回らないこと。このとき, 溢水による水位の 当たっては,区画の床勾配,区画面積,系統保有 算出に当たっては, 区画の床勾配, 区画面積, 記載方針の相違 水量、流入状態、溢水源からの距離、人員のアク 系統保有水量、流入状態、溢水源からの距離、 泊3は防護対象設備に対する評価において セス等による一時的な水位変動を考慮し、保有水 人員のアクセス等による一時的な水位変動を考 裕度を確保した評価としている。また、アク 量や伝播経路の設定において十分な保守性を確保 慮し,保有水量や伝播経路の設定において十分 算出された溢水量,設定した溢水防護区画及び溢水 セスルートに対しても保守性を有する溢水 するとともに、人員のアクセスルートにおいて発 な保守性を確保するとともに、溢水水位が200 経路から算出した溢水水位に対し、防護対象設備が安 水位においアクセス性に問題が無いことを 生した溢水による水位に対して 100mm 以上の裕度 mm未満の場合は50mm,200mm以上の場合 全機能を損なうことのない設計とする。 確認している。 が確保されていることとする。なお、区画の床勾 は100mm以上の裕度が確保されていることとす 設計方針の相違 配については、設計上の最大水上高さ 55mm を機能 泊3では溢水水位が低い場合は一時的な水 る。なお、区画の床勾配については、設計上の 具体的には、以下に示す設計方針のいずれかを満足 喪失高さに考慮して裕度を確保する設計とする。 最大水上高さ 50mm を機能喪失高さに考慮して することで、防護対象設備が安全機能を損なうことの 位変動も小さいと考えられることから、確保 区画面積については、躯体寸法から算出した床面 裕度を確保する設計とする。 ない設計とする。また、いずれの設計方針も満足しな する裕度を50mmに設定している。 積に対して、機器占有率に応じた係数を乗じるこ さらに、溢水防護区画への資機材の持ち込み い場合は、壁、扉、堰等による没水対策を実施する。 設計方針の相違 とで裕度を確保する。系統保有水量については、 等による床面積への影響を考慮することとす 泊3の区画面積は、躯体寸法から算出した床 公称値による算出結果に 10%を加味することで裕 a. 溢水水位が防護対象設備の機能喪失高さを上回ら 面積に対して、溢水防護区画内の設置物の寸 る。 度を確保する。さらに、溢水防護区画への資機材 ないこと。 法を現場測定により算出した欠損面積を差 の持ち込み等による床面積への影響を考慮するこ 引くことで算定しており、欠損面積の現場測 ととする。 機能喪失高さについては、溢水防護対象設備の 定結果を一律 25%割り増しすることで裕度 機能喪失高さについては、溢水防護対象設備の 各付属品の設置状況も踏まえ、没水によって安全 を確保している。 各付属品の設置状況も踏まえ、没水によって安全 機能を損なうおそれのある最低の高さを設定す 設計方針の相違 機能を損なうおそれのある最低の高さを設定す 系統保有水量については、図面等から算出し 溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定における た配管および機器の容積を1.1倍することで 溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定における 考え方の例を第1.7.5表に示す。 裕度を確保することを原則としており、溢水 考え方の例を第1.7-2表に示す。 量に対して十分な保守性を確保できるよう 評価条件を設定している。 章立ての相違 b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有して b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有して おり、各々が同時に溢水の影響を受けないような おり, 各々が別区画に設置され, 同時に安全機 別区画に設置され,同時に安全機能を損なうこと 能を損なうことのないこと。 表現の相違 のないこと。 その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱 その際、溢水を起因とする運転時の異常な過渡 が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動 変化及び設計基準事故に対処するために必要な機 b. 防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、 設計方針の相違 を要求される場合には、その溢水の影響を考慮し 器の単一故障を考慮すること。 各々が別区画に設置され、同時に安全機能を損なう 比較結果の概要®【評価判定時の原子炉外乱 た上で、安全評価指針に基づき必要な機器の単一 ことのないこと。 の考慮」のとおり 故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な 過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行 うこと。 c. 溢水が到達する前に、各々の系統で閉止を期待す (2) 没水の影響に対する防護設計方針 1.7.4.1.2 没水の影響に対する防護設計方針 る弁が自動閉止するために、 当該系統の隔離状態が 溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なう 溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なう 維持されること。 おそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組 おそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 3 連比較表 r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所2号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 泊発電所 3 号炉 み合わせの対策を行うことにより、安全機能を損な み合わせの対策を行うことにより、安全機能を損な わない設計とする。 うことのない設計とする。 d. 当該系統の想定破損発生時に没水する防護対象設 ①溢水源又は溢水経路に対する対策 (1) 溢水源又は溢水経路に対する対策 備に機能要求がないこと。 章立ての相違 a. 漏えい検知システム等により溢水の発生を早期 a. 漏えい検知システム等により溢水の発生を早期 なお, 防護対象設備の機能喪失高さは, 発生した溢 に検知し、中央制御室からの遠隔操作(自動又は に検知し、中央制御室からの遠隔操作(自動又は 水水位に対して裕度を確保する設計とする。 手動)又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔 手動)又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔 【別添資料1 (2-9-別 1-22~32, 158~210) 離できる設計とする。 (2-9-別1 補-76~169)】 離できる設計とする。 b. 溢水防護区画外の溢水に対して、壁、扉、堰等 b. 溢水防護区画外の溢水に対して、壁、扉、堰等 による流入防止対策を図り溢水の流入を防止する による流入防止対策を図り溢水の流入を防止する 設計とする。 設計とする。 流入防止対策として設置する壁, 扉, 堰等は, 流入防止対策として設置する壁, 扉, 堰等は, 溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止 溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止 機能が維持できるとともに、基準地震動 Ss による 機能が維持できるとともに、基準地震動による地 地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷 震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重 重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設 設計とする。 計とする。 c. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定す c. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定す る配管について、補強工事等の実施により発生応 る配管について、補強工事等の実施により発生応 力を低減し、溢水源から除外することにより溢水 力を低減し、溢水源から除外又は想定溢水量を低 設計方針の相違 減することにより溢水による影響が発生しない設 量を低減する。 泊3では評価ガイドに従い、補助蒸気系統お 計とする。 よび蒸気発生器プローダウン系統(主蒸気管 d. 地震起因による溢水に対しては,破損を想定す d. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定す 室以外) に対して応力評価を実施し、破損形 態をクラック想定とすることで想定溢水量 る機器について耐震対策工事を実施することによ る機器について耐震対策工事を実施することによ り基準地震動 Ss による地震力に対して耐震性を り基準地震動による地震力に対して耐震性を確保 を低減している。 確保する設計とし、溢水源から除外することによ する設計とし、溢水源から除外することにより溢 り溢水量を低減する。 水量を低減する。 e. その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド e. その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド 部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対して 部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対して は、漏えい検知システムや床ドレンファンネルか は、漏えい検知システム等により早期に検知し、 らの排水等により早期に検知し、溢水防護対象設 溢水防護対象設備の安全機能が損なわれない設計 備の安全機能が損なわれない設計とする。 とする。 記載表現の相違 ②溢水防護対象設備に対する対策 (2) 溢水防護対象設備に対する対策 a. 溢水防護対象設備の設置高さを嵩上げし、評価 a. 溢水防護対象設備の設置高さを嵩上げし、溢水防 の各段階における保守性と併せて考慮した上で, 護対象設備の機能喪失高さが、発生した溢水によ 記載表現の相違 溢水防護対象設備の機能喪失高さが、発生した溢 る水位に裕度を加えた高さを上回る設計とする。

9-27

水による水位を十分な裕度を持って上回る設計と

する。

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 記載表現の相違 章立ての相違 章立ての相違 記載方針の相違 泊3では防護対象設備と同一区画で生じる 被水は全て評価対象としており、被水の軌道 によるスクリーニングについては記載して いたい 記載方針の相違 泊3では評価対象区画の定義を説明した上 で、評価ガイドと同様に評価対象区画に対す る評価項目を列記する構成としている。

b.	溢水防護対象設備周囲に浸水防護堰を設置し、
	溢水防護対象設備が没水しない設計とする。設置
	する浸水防護堰については, 溢水により発生する
	水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設
	計とするとともに、溢水の要因となる地震や火災
	等により生じる環境や荷重条件に対して当該機能
	が損なわれない設計とする。

泊発電所3号炉

1.7.5.2 被水影響に対する設計方針

が損なわれない設計とする。

(1) 被水の影響に対する評価方針

「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水 源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水 並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響 を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が被水によ り安全機能を損なうおそれがないことを評価する。

女川原子力発電所2号炉

b. 溢水防護対象設備周囲に浸水防止堰を設置し, 溢水防護対象設備が没水しない設計とする。設置

する浸水防止堰については、溢水により発生する 水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設 計とするとともに、溢水の要因となる地震や火災 等により生じる環境や荷重条件に対して当該機能

具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足し ていれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそ れはない。

- a. 溢水防護対象設備があらゆる方向からの水の飛 まつによっても有害な影響を生じないよう,以下 に示すいずれかの保護構造を有していること。
 - (a) 「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保 護等級(IPコード)」における第二特性数字4 以上相当の保護等級を有すること。
 - (b) 実機での被水条件を考慮しても安全機能を 損なわないことを被水試験等により確認した 保護カバーやパッキン等による被水防護措置 がなされていること。

1.7.4.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針

1.7.4.2.1 被水の影響に対する評価方針

「1.7.2 溢水源及び溢水量を設定するための方 針」にて設定した溢水源からの被水及び天井面の開 口部若しくは貫通部からの被水の影響を受ける範囲 内にある溢水防護対象設備が被水により安全機能を 損なうおそれがないことを評価する。ここで、溢水 防護区画を含む、被水による影響を評価する区画を 評価対象区画という。

- a. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されてい る場合は、溢水防護対象設備に対し被水防護措置が なされていること。
- b. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されてい ない場合は、天井面に開口部又は貫通部が存在しな いこと
- c. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されてお らず、かつ、天井面に開口部又は貫通部が存在する 場合は、当核開口部及び貫通部に密封処理等の流出 防止対策がなされていること。
- d. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されてお らず、天井面に開口部又は貫通部が存在し、かつ、 当該開口部及び貫通部に密封処理等の流出防止対策 がなされていない場合にあっては、溢水防護対象設 備に対し被水防護措置がなされていること。
- e. 上記a. ~d. を満足しない場合は、溢水防護対象設備 が防滴仕様であること。

(2) 被水による影響に対する設計方針

溢水源となる機器からの直線軌道及び放物線軌道の飛 散による被水又は天井面開口部若しくは貫通部からの被 水による影響を受けて、防護対象設備が安全機能を損な うことのない設計とする。ここで、溢水防護区画内にお いて、被水による影響を評価するための区画を評価対象 区画という。

a. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されて いる場合は、防護対象設備に対し被水防護措置がな されていること。

- b. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されて いない場合は、天井面に開口部又は貫通部が存在し ないこと。
- c. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されて おらず、かつ、天井面に開口部又は貫通部が存在す る場合は、当該開口部及び貫通部に密封処理等の流 出防止対策がなされていること。
- d. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されて おらず、天井面に開口部又は貫通部が存在し、かつ、 当該開口部及び貫通部に密封処理等の流出防止対策 がなされていない場合にあっては、防護対象設備に 対し被水防護措置がなされていること。
- e. 上記 a. ~d. を満足しない場合は、防護対象設備が 防滴仕様であること。
- f. 上記 a. ~e. を満足しない場合は、被水防護対策を 実施する。

9-28

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所3号炉 DB基準適合性 3連比較表 r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有して ただし, 多重性又は多様性を有し各々を別区画に設 設計方針の相違 おり, 各々が同時に溢水の影響を受けないような 置している防護対象設備で、同時にその機能を失わな 比較結果の概要⑤【多重性または多様性の考 別区画に設置され、同時に安全機能を損なうこと い場合は、機能が維持されるものとする。 慮】及び比較結果の概要®【評価判定時の原 子炉外乱の考慮』のとおり のないこと。 その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱 が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動 を要求される場合には、その溢水の影響を考慮し た上で、安全評価指針に基づき必要な機器の単一 故障を考慮し,発生が予想される運転時の異常な 過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行 なお、被水評価において、保護カバーやパッキンに うこと。 より安全機能を損なうことのない設計としている設備 1.7.4.2.2 被水の影響に対する防護設計方針 については、実機での被水条件を考慮しても安全機能 (2) 被水の影響に対する防護設計方針 溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なう を損なうことのないことを被水試験により確認する方 溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なう おそれがある場合には,以下に示すいずれかの対策 針とする。 おそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組 を行うことにより、安全機能を損なうことのない設 保護カバー等の概要を第1.8.1 図に示す。 記載表現の相違 み合わせの対策を行うことにより、安全機能を損な 計とする。 【別添資料1 (2-9-別 1-33~38, 211~232) わない設計とする。 (2-9-別1 補-459~481)】 ①溢水源又は溢水経路に対する対策 設計方針の相違 a. 溢水防護区画外の溢水に対して,壁,扉,堰等 泊3の被水影響評価では、評価対象区画にあ による流入防止対策を図り溢水の流入を防止する る機器・配管からの被水、区画開口部等を通 ことにより被水の影響が発生しない設計とする。 じた被水の他、消火活動による被水を想定し 流入防止対策として設置する壁, 扉, 堰等は, ている。 溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止 消火活動による被水防護を放水側で実施す 機能が維持できるとともに、基準地震動Ssによる ることは、消火活動を制限することになり、 地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷 困難であるため、全ての溢水事象に対して設 重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない 備側で対策を行うこととしている。 設計とする。 b. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定す る配管について、補強工事等の実施により発生応 力を低減し、溢水源から除外することにより被水 の影響が発生しない設計とする。 c. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定す る機器について耐震対策工事を実施することによ

り基準地震動 Ss による地震力に対して耐震性を 確保する設計とし、溢水源から除外することによ

り被水の影響が発生しない設計とする。 d. 消火水の放水による溢水に対しては、溢水防護 対象設備が設置されている溢水防護区画において 泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 3 連比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等		袜子: 記載表 ¹	見、設備名称の相違(実質的な相違なし)
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
固定式消火設備等の水消火を行わない消火手段を 採用することにより、被水の影響が発生しない設 計とする。 また、水消火を行う場合には、水消火による被 水の影響を最小限にとどめるため、溢水防護対象 設備に対して不用意な放水を行わないことを消火 活動における運用及び留意事項として「火災防護 計画」に定める。			
②溢水防護対象設備に対する対策 a. 「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IP コード)」における第二特性数字4以上相当の保護等級を有する機器への取替を行う。 b. 溢水防護対象設備に対し、実機での被水条件を考慮しても安全機能を損なわないことを被水試験等により確認した保護カバーやパッキン等による被水防護措置を行う。	(1) 溢水防護対象設備に対する対策 a. 「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IP コード)」における第二特性数字4以上相当の保護等級を有する機器への取替を行う。 b. 実機での被水条件を考慮しても安全機能を損なわないことを被水試験等により確認した保護カバーやパッキン等による被水防護措置を行う。		章立ての相違 記載表現の相違
1.7.5.3 蒸気放出の影響に対する設計方針 (1) 蒸気放出の影響に対する評価方針 「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水 源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響 を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が蒸気放出 の影響により安全機能を損なうおそれがないことを 評価する。	1.7.4.3 蒸気放出の影響に対する評価及び防護設計方針 1.7.4.3.1 蒸気放出の影響に対する評価方針 「1.7.2 溢水源及び溢水量を設定するための方針」にて設定した溢水源からの漏えい蒸気の拡散による影響を確認するために、熱流体解析コードを用い、実機を模擬した空調条件や解析区画を設定して解析を実施し、溢水防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機能を損なうおそれがないことを評価する。	(3) 蒸気による影響に対する設計方針 溢水源となる配管のうち高エネルギー配管に対して、 一般部については応力評価に応じて貫通クラック又はデ 全全周破断、ターミナルエンドについては完全全周破断 を想定し、蒸気の影響を受けて防護対象設備が安全機能	比較結果の概要⑥【想定破損の蒸気評価】の
具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。 a. 溢水防護対象設備が溢水源からの漏えい蒸気を考慮した耐蒸気仕様を有すること。	具体的には、想定破損発生区画内での漏えい蒸気による溢水防護対象設備への影響及び区画間を拡散する漏えい蒸気による溢水防護対象設備への影響が、蒸気曝露試験又は机上評価によって溢水防護対象設備の健全性が確認されている条件(温度、湿度、圧力)を超えなければ、溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。	を損なうことのない設計とする。 a. 蒸気拡散影響に対する設計方針 防護対象設備に対する、漏えい蒸気の拡散による影響を確認するために、熱流体解析コード (GOTH) Cコード)を用い、実機を模擬した空調条件や解析区 画を設定して解析を実施する。	<u>設計方針の相違</u> 比較結果の概要⑤【多重性または多様性の考 感】及び比較結果の概要⑥【評価判定時の原 子炉外乱の考慮】のとおり
	このとき、破損想定箇所の近傍に溢水防護対象設備が設置されている場合は、漏えい蒸気の直接噴出による溢水防護対象設備への影響も考慮する。	想定破損発生区画内での漏えい蒸気による防護対象 設備への影響及び区画間を拡散する漏えい蒸気による 防護対象設備への影響が、蒸気曝露試験及び机上評価 によって防護対象設備の健全性が確認されている条件	5 6

泊発電所3号炉 DB基準適合性 3連比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異の説明

b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有して おり, 各々が同時に溢水の影響を受けないような 別区画に設置され、同時に安全機能を損なうこと のないこと。

女川原子力発電所2号炉

第9条 溢水による損傷の防止等

その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が 及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要 求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、 安全評価指針に基づき必要な機器の単一故障を考慮 し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は 設計基準事故について安全解析を行うこと。

(2) 蒸気放出の影響に対する防護設計方針

溢水防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機 能を損なうおそれがある場合には、以下に示すいず れか又は組み合わせの対策を行うことにより、溢水 防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。

①溢水源又は溢水経路に対する対策

a. 溢水防護区画外の蒸気放出に対して,壁, 扉等 による流入防止対策を図り蒸気の流入を防止する 設計とする。

流入防止対策として設置する壁、扉等は、溢水 により発生する蒸気に対して流入防止機能が維持 できるとともに、基準地震動 Ss による地震力等の 溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に 対して必要な当該機能が損なわれない設計とす

- b. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定す る配管について、補強工事等の実施により発生応 力を低減し、破損形状を特定することにより蒸気 放出による影響を軽減する設計とする。
- d. 蒸気の漏えいを検知し、中央制御室からの遠隔 隔離(自動又は手動)を行うための自動検知・遠 隔隔離システムを設置し、漏えい蒸気を早期隔離 することで蒸気影響を緩和する設計とする。

1.7.4.3.2 蒸気放出の影響に対する防護設計方針

泊発電所 3 号炉

溢水防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機 能を損なうおそれがある場合には、以下に示すいず れか又は組み合わせの対策を行うことにより、溢水 防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計と する。

- (1) 溢水源又は溢水経路に対する対策
- a. 溢水防護区画外の蒸気放出に対して,壁, 扉等 による流入防止対策を図り蒸気の流入を防止する 設計とする。

流入防止対策として設置する壁、扉等は、溢水 により発生する蒸気に対して流入防止機能が維持 できるとともに、基準地震動による地震力等の溢 水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対 して必要な当該機能が損なわれない設計とする。

- b. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定す る配管について、補強工事等の実施により発生応 力を低減し、溢水源から除外又は想定溢水量を低 減することにより蒸気放出による影響が発生しな い設計とする。
- c. 想定破損による溢水に対しては、蒸気の漏えい を検知し、中央制御室からの遠隔隔離(自動又は 手動)を行うための配管漏えい検知システムを設 置し、漏えい蒸気を早期隔離することで蒸気影響 を緩和する設計とする。

配管漏えい検知システムは、温度検出器、蒸気 遮断弁、検知制御盤及び検知監視盤で構成する。

(圧力、温度及び湿度)を超えることがなく、防護対象 設備が安全機能を損なうことのない設計とする。

大飯発電所3/4号炉

蒸気影響を緩和するための対策として、蒸気の漏え いを自動検知し,隔離(直ちに環境温度が上昇し健全 性が確認されている条件を超えるおそれがある場合は 自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離) を行うために蒸気漏えい検知システムを設置する。シ ステムを構成するものとして, 温度センサ, 蒸気止め 弁、漏えい検知監視盤及び漏えい検知制御盤を設置す

さらに, 自動検知, 遠隔隔離対策だけでは防護対象 設備の健全性が確保されない破損想定箇所について は、防護カバーを設置し、配管と防護カバーのすき間 を流出面積と設定することで漏えい蒸気量を抑制し て、環境への温度影響を軽減する設計とする。

また、信頼性向上の観点から、防護カバー近傍には 小規模漏えい検知を目的とした特定配置温度センサを 設置し、蒸気の漏えいを早期自動検知する設計とする。 防護カバーの概要を第1.8.2 図に示す。

b. 蒸気の直接噴出影響に対する設計方針

破損想定箇所の近傍に防護対象設備が設置されてい る場合は、漏えい蒸気の直接噴出による防護対象設備 への影響を考慮する。破損想定箇所と防護対象設備と の位置関係を踏まえ、漏えい蒸気の直接噴出による影 響が、蒸気曝露試験及び机上評価によって防護対象設 備の健全性が確認されている条件(圧力,温度及び湿 度)を超えることがなく、防護対象設備が安全機能を 損なうことのない設計とする。

蒸気の直接噴出による影響により, 防護対象設備が 安全機能を損なうおそれがある場合には、蒸気の影響 を緩和する対策、防護対象設備の配置を見直す対策等 を実施することで、防護対象設備が安全機能を損なう ことのない設計とする。

なお, 各系統の蒸気の影響評価における想定破損評 価条件を第1.8.7 表に示す。

> 【別添資料 1 (2-9-別 1-39~42, 233~288) (2-9-別1 補-196~315)】

記載表現の相違

記載表現の相違

記載表現の相違

記載方針の相違

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
	各系統の蒸気影響評価における想定破損評価条		
	件を第 1.7.6 表に示す。		B-8000000000000000000000000000000000000
			設計方針の相違
また、自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢			泊3ではターミナルエンドが少ないため、
水防護対象設備の健全性が確保されない場合に			蒸気影響緩和を目的とした「防護カバー」
は、破損想定箇所に防護カバーを設置することで			は設置せず、評価ガイドの要求に従って全
漏えい蒸気量を抑制して、溢水防護区画内雰囲気			周破断を想定した蒸気影響評価を実施し景
温度への影響を軽減する設計とする。			響がないことを確認していることから、「防
さらに、信頼性向上の観点から、防護カバー近			護カバー」の記載がない。
傍には小規模漏えい検知を目的とした特定配置温			
度検出器を設置し、蒸気の漏えいを早期検知する			
設計とする。	d. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定す		
c. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定す	る機器について耐震対策工事を実施することによ		
る機器について耐震対策工事を実施することにより、其準性無利のとなった。	り基準地震動による地震力に対して耐震性を確保		
り基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を	する設計とし、溢水源から除外することにより蒸		
確保する設計とし、溢水源から除外することにより表気を出た。	気放出による影響が発生しない設計とする。		
り蒸気放出による影響が発生しない設計とする。	e. 主蒸気管破断事故時等には、建屋内外の差圧に		
e. 主蒸気管破断事故時等には,建屋内外の差圧に	e. 主然気官牧師事放吁等には、建産内外の左圧に よる原子炉建屋ブローアウトパネルの開放によ		
e. 主然気量板関争取時等には、建産的外の差圧に よる原子炉建屋ブローアウトパネルの開放によ	り、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する		
り、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する	設計とする。		
設計とする。	px fi こ 9 'む。		
BATTC 7 Vo	(2) 溢水防護対象設備に対する対策		
②溢水防護対象設備に対する対策	a. 蒸気放出の影響に対して耐性を有しない溢水防		
a. 蒸気放出の影響に対して耐性を有しない溢水防	護対象設備については、蒸気曝露試験又は机上評		
護対象設備については、蒸気曝露試験又は机上評	価によって蒸気放出の影響に対して耐性を有する		
価によって蒸気放出の影響に対して耐性を有する	ことが確認された機器への取替えを行う。		
ことが確認された機器への取替えを行う。			
b. 溢水防護対象設備に対し、実機での蒸気条件を			記載方針の相違
考慮しても安全機能を損なわないことを蒸気曝露			泊3はa.の記載に包絡されている。
試験等により確認した保護カバーやパッキン等に			May control control of the Alberta Control of
よる蒸気防護措置を行う。			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

Andre .	•	10	1/2 /	1 - 2	Ad	7 <i>Um</i>	an Inde of Anton	
-7-7	u	条	72.5 71	(- F	131	712	の防止等	

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
		1.8.2.4.2 消火水の放水による溢水影響に対する設計方針	
		火災時の消火水系 (スプリンクラーを含む。) 等からの	
		放水による没水及び被水の影響を受けて、防護対象設備	
		が安全機能を損なうことのない設計とする。	
		なお, スプリンクラーからの放水については,「1.7 火	
		災防護に関する基本方針」で示されている放水量を用い、	
		放水停止に要する時間については、火災発生時の中央制	
		御室での警報発信後から、現場到着までの時間、状況確	
		認及びスプリンクラーの放水停止までの時間に保守性を	
		考慮して設定し、溢水量を算出する。スプリンクラーに	
		は自動起動及び手動起動があるが、溢水評価においては	
		両者を区別せずに溢水量を算出する。	
		(1) 没水による影響に対する設計方針	
		消火活動に伴う放水により想定される溢水量を算出す	
		る。算出された溢水量、設定した溢水防護区画及び溢水	
		経路から算出した溢水水位に対し、防護対象設備が安全	
		機能を損なうことのない設計とする。なお、消火活動に	
		より区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火	
		水の伝播を考慮して溢水水位を算出する。	
		具体的には、以下に示す設計方針のいずれかを満足す	
		ることで、防護対象設備が安全機能を損なうことのない	
		設計とする。また、いずれの設計方針も満足しない場合	
		は、壁、扉、堰等による没水対策を実施する。	
		a. 溢水水位が防護対象設備の機能喪失高さを上回	
		a. 価小小豆の砂酸料象以用が放肥皮大同でを工門 らないこと。	
		b. 防護対象設備が多重性又は多様性を有してお	
		り,各々が別区画に設置され、同時に安全機能を	
		Application of the state of the	
		損なうことのないこと。	
		なお、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水	
		水位に対して裕度を確保する設計とする。	
		また、消火水放水時の溢水量が評価条件を満足するよ	
		うに、消火活動における注意事項に関する教育及び消火	
		活動後の設備点検を行うことにより防護対象設備が安全	
		機能を損なうことのない運用を行う設計とする。	
		【別添資料 1 (2-9-別 1-43~46, 289~334) (2-9-別 1	
		補-316~348)】	
		(2) 被水による影響に対する設計方針	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

Andre .	-	10	162 1		2	-	48	140	- D. 17.	Ja . 5	Andre	
-7-7	u	条	溢水	6.	_	1	H	124	(1 XIV)	5 IF	- 200	
17	~	1	1.00	-	-	~)	१५५ ।	139	0/10	/ 44	-	

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		消火栓による被水影響に対しては、防護対象設備が設	
		置されている建屋内の防護対象設備に対して、消火水に	
		よる不用意な放水を行わないことで防護対象設備が、被	
		水の影響を受けて安全機能を損なうことのない運用を行	
		う設計とする。	
		スプリンクラーによる被水影響に対しては,	
		「1.8.2.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方	
		針」のうち「(2)被水による影響に対する設計方針」と	
		同じ設計とする。	
		なお,スプリンクラーからの放水によって,同時に2系	
		統の防護対象設備が機能喪失するおそれがあるエリアに	
		はハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置するこ	
		とで、防護対象設備の安全機能を損なうことのない設計	
		とする。ハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置	
		したエリアでは溢水量を考慮しないが、隣接するエリア	
		での消火栓からの放水及びスプリンクラーからの放水に	
		よる溢水の伝播を考慮する。	
		また、火災により貫通部の流出及び流入防止対策の止	
		水機能を損なうおそれがある場合には、当該貫通部から	
		の消火水の伝播による溢水影響を考慮する。溢水評価の	
		結果、防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある場	
		合には、壁、扉、堰等による溢水伝播を制限する対策等	
		を実施する。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-43~46, 289~334)(2-9-別 1	
		補-316~348, 459~481)】	
		1111 020 020, 200 202,	
		1.8.2.4.3 地震起因による溢水影響に対する設計方針	
		(使用済燃料ピットのスロッシングを含む。)	
		溢水源となり得る機器(流体を内包する機器)のうち、	
		基準地震動による地震力によって破損が生じる機器を溢	
		水源として溢水を想定し、没水、被水及び蒸気影響によ	
		り防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とす	
		る。	
		耐震 Sクラスの機器については、基準地震動による地	
		震力によって破損は生じないことから溢水源として想定	
		しない。	
		また、耐震B、Cクラスの機器のうち、耐震Sクラス	
		の機器と同様に基準地震動による地震力に対して耐震性	
		53.5566694.0	
l .		が確保されるもの(水位制限によるものを含む。)又は耐	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

district.	•	10	163 1		2	-		140	4	17.4	* - 5 And	-
筹	u	2	溢水	6.	_	/	17		(/)	II.h	/ F- 35	١.
17	•	1	1.00	1-0	*	~ 1	<i>ज्य</i> ।	37	V/	シン	44 7	

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		震対策工事により耐震性を確保するものについては溢水	
		源として想定しない。	
		耐震B, Cクラスの機器が、耐震性を確保する耐震B,	
		Cクラスの機器に対して、波及的影響を及ぼさないこと	
		を確認する方針とする。	
		耐震強度評価又は耐震対策工事により耐震性が確保さ	
		れる機器を第1.8.1表に示す。	
		(1) 没水による影響に対する設計方針	
		流体を内包する耐震B、Cクラスの機器のうち、基準	
		地震動による地震力に対して耐震性が確保されないもの	
		については,系統や容器内の保有水量に基づき溢水量を	
		算出する。また,基準地震動による地震力によって生じ	
		るスロッシングにより、使用済燃料ピット外へ漏えいす	
		る水量を溢水量として算出する。	
		算出された溢水量、設定した溢水防護区画及び溢水経	
		路から算出した溢水水位に対し、防護対象設備が安全機	
		能を損なうことのない設計とする。	
		具体的には,以下に示す設計方針のいずれかを満足す	
		ることで、防護対象設備が安全機能を損なうことのない	
		設計とする。また, いずれの設計方針も満足しない場合	
		は、壁、扉、堰等による没水対策を実施する。	
		a. 溢水水位が防護対象設備の機能喪失高さを上回ら	
		ないこと。	
		b. 防護対象設備が多重性又は多様性を有しており,	
		各々が別区画に設置され、同時に安全機能を損なう	
		ことのないこと。	
		なお、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水	
		水位に対して裕度を確保する設計とする。	
		【別添資料1 (2-9-別 1-47~51, 335~401)	
		(2-9-別1補-349~407)】	
		(2 3 Mil 1 mm 043 -401/1	
		(2) 被水による影響に対する設計方針	
		地震による被水影響に対しては,「1.8.2.4.1 想定破損	
		による溢水影響に対する設計方針」のうち「(2) 被水に	
		100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	
		よる影響に対する設計方針」と同じ設計とする。	
L		【別添資料 1(2-9-別 1-33~38, 211~232)	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		(2-9-別 1 補-459~481)】	
		(3) 蒸気による影響に対する設計方針	
		流体を内包する耐震B、Cクラスの機器のうち、基準	
		地震動による地震力によって耐震性が確保されないもの	
		については、破損する機器から発生する蒸気の影	
		響を受けて、防護対象設備が安全機能を損なうことの	
		ない設計とする。	
		a. 蒸気拡散影響に対する設計方針	
		防護対象設備に対する,漏えい蒸気の拡散による影	
		響を確認するために、熱流体解析コード(GOTHI	
		Cコード)を用い,実機を模擬した空調条件や解析区	
		画を設定して解析を実施する。	
		想定破損発生区画内での漏えい蒸気による防護対象	
		設備への影響及び区画間を拡散する漏えい蒸気による	
		防護対象設備への影響が、蒸気曝露試験及び机上評価	
		によって防護対象設備の健全性が確認されている条件	
		(圧力, 温度及び湿度) を超えることがなく, 防護対象	
		設備が安全機能を損なうことのない設計とする。	
		蒸気影響を緩和するための対策として、蒸気の漏え	
		いを自動検知し、隔離(直ちに環境温度が上昇し健全	
		性が確認されている条件を超えるおそれがある場合は	
		自動隔離, それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離)	
		を行うために蒸気漏えい検知システムを設置する。シ	
		ステムを構成するものとして、温度センサ、蒸気止め	
		弁,漏えい検知監視盤及び漏えい検知制御盤を設置す	
		る。さらに、自動検知、遠隔隔離対策だけでは防護対	
		象設備の健全性が確保されない破損想定箇所について	
		は、防護カバーを設置し、配管と防護カバーのすき間	
		を流出面積と設定することで漏えい蒸気量を抑制し	
		て、環境への温度影響を軽減する設計とする。	
		また、信頼性向上の観点から、防護カバー近傍には	
		小規模漏えい検知を目的とした特定配置温度センサを	
		設置し、蒸気の漏えいを早期自動検知する設計とする。	
		防護カバーの概要を第1.8.2 図に示す。	
		b. 蒸気の直接噴出影響に対する設計方針	
		破損想定箇所の近傍に防護対象設備が設置されてい	
		る場合は、漏えい蒸気の直接噴出による防護対象設備	
		への影響を考慮する。破損想定箇所と防護対象設備と	
		マノル首とつ心力で、 大児心に凹川に関政が外区間に	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		の位置関係を踏まえ、漏えい蒸気の直接噴出による影	
		響が,蒸気曝露試験及び机上評価によって防護対象設	
		備の健全性が確認されている条件(圧力,温度及び湿	
		度) を超えることがなく, 防護対象設備が安全機能を	
		損なうことのない設計とする。	
		蒸気の直接噴出による影響により、防護対象設備が	
		安全機能を損なうおそれがある場合には、蒸気影響を	
		緩和する対策、防護対象設備の配置を見直す対策等を	
		実施することで、防護対象設備が安全機能を損なうこ	
		とのない設計とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-39~42, 233~288)	
		(2-9-別 1 補-196~315)】	
		(2 3)/11 130 310/1	
		1.8.3 使用済燃料ピットの溢水評価に関する設計方針	
		1.8.3.1 溢水源及び溢水量の想定	
		溢水源及び溢水量は、「1.8.2.1 溢水源及び溢水量の想	
		定」の溢水源及び溢水量と同じ想定とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-55)】	
		1.8.3.2 防護対象設備の設定	
		防護対象設備は、使用済燃料ピットの冷却機能及び給	
		水機能の維持に必要な設備とする。	
		使用済燃料ピットを定められた水温(65℃以下)に維	
		持する必要があるため、使用済燃料ピットの冷却機能の	
		維持に必要な設備を抽出する。	
		また、使用済燃料の放射線に対する遮蔽機能(水面の	
		設計基準線量率≦0.02mSv/h)の維持に必要な水位が確保	
		されるように、使用済燃料ピットへの給水機能の維持に	
		必要な設備を抽出する。	
		具体的には、燃料取替用水系の設備及び燃料ピット冷	
		却浄化系の設備を抽出する。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-57)】	
		1.8.3.3 溢水防護区画及び溢水経路の設定	
		溢水防護区画及び溢水経路は,「1.8.2.3 溢水防護区画	
		及び溢水経路の設定」と同じ方法で設定する。【別添資	
		料 1 (2-9-別 1-57~60)】	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		1.8.3.4 使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能の維	

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 3 連比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所 2号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 泊発電所 3 号炉 1.7.5.4 その他の溢水に対する設計方針 1.7.4.4 その他の溢水に対する防護設計方針 持に必要な設備の溢水影響に関する設計方針 記載表現の相違 地下水の流入,屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突 地下水の流入,屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突 使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能の維持に必 による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う 要な設備が、想定破損による溢水、消火水の放水による 溢水が、溢水防護区画に流入するおそれがある場合には、 溢水が、溢水防護区画に流入するおそれがある場合には、 溢水、地震起因による溢水に対して、以下に示す没水、 壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包するエリア内及 壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包するエリア内及 被水及び蒸気の影響を受けて、安全機能を損なうことの び建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設 び建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設 ない設計とする。 備が安全機能を損なわない設計とする。 備が安全機能を損なわない設計とする。 また、発生した溢水については、溢水の流入状態、溢 機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの 機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの 水源からの距離、運転員のアクセス等により一時的な水 漏えいに対して、漏えい検知システム等により早期に検 漏えいに対して、漏えい検知システムや床ドレンファン 位変動が生じることが考えられることから、防護対象設 ネルからの排水等により早期に検知し、溢水防護対象設 知し、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計と 備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を 備が安全機能を損なわない設計とする。 確保する設計とする。 具体的には、防護対象設備に対して溢水防護区画ごと 【説明資料(5: P9条-別添1-48~53)】 に算出される溢水水位にゆらぎの影響を踏まえた裕度 100mm を確保する。 【別添資料1(2-9-別1-4,55)(2-9-別1 補-547~554)】 1.8.3.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方針 想定破損による防護対象設備への溢水影響は, 1.8.2.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方針| 1.7.5.5 使用済燃料プールのスロッシング後の機能維 1.7.4.5 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維 と同様の設計とする。 持に関する設計方針 持に関する設計方針 【別添資料1 (2-9-別1-61~67)】 基準地震動 Ss による地震力によって生じるスロッシ 基準地震動による地震力によって生じるスロッシング ング現象を三次元流動解析により評価し,使用済燃料プ 現象を3次元流動解析により評価し、使用済燃料ピット 1.8.3.4.2 消火水の放水による溢水影響に対する設計方針 ール外へ漏えいする水量を考慮する。その際, 使用済燃 外へ漏えいする水量を考慮する。その際, 使用済燃料ピ 消火水の放水による防護対象設備への溢水影響は, 料プールの初期水位は、スキマサージタンクへのオーバ 1.8.2.4.2 消火水の放水による溢水影響に対する設計方 ットの初期水位等の評価条件は保守的となるように設定 記載表現の相違 ーフロー水として評価する。算出した溢水量からスロッ する。算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料 針」と同様の設計とする。 シング後の使用済燃料プールの水位低下を考慮しても, ピット水位を求め、使用済燃料ピットの冷却機能(水温 【別添資料1(2-9-別1-67)】 使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの 65℃以下)及び給水機能並びに燃料体等からの放射線に 給水機能が確保されるため、それらを用いることにより 対する遮蔽機能 (水面の設計基準線量率≤0.01mSv/h) の 1.8.3.4.3 地震起因による溢水影響に対する設計方針(使 適切な水温(水温65℃以下)及び遮蔽水位を維持できる 維持に必要な水位が確保される設計とする。 用済燃料ピットのスロッシングを含む。) 設計とする。 【説明資料(5.4: P9条-別添1-53)】 a. 地震起因による防護対象設備への溢水影響地震起 因による防護対象設備への溢水影響は、「1.8.2.4.3 地震起因による溢水影響に対する設計方針(使用済 燃料ピットのスロッシングを含む。)」と同様の設計 とする。 b. 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に

関する設計方針使用済燃料ピットのスロッシングに よる溢水量の算出に当たっては、基準地震動による

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
1.7.5.6 海水ポンプ室補機ポンプエリアの溢水評価に		地震力によって生じるスロッシング現象を 3 次元流	設計方針の相違
関する設計方針		動解析により評価し、使用済燃料ピット外へ漏えい	女川の海水ポンプ室は屋外にあるため海水
海水ポンプ室補機ポンプエリア(以下 1.7.5.6 では「海		する水量を考慮する。また,使用済燃料ピットの初	ポンプ室の設計方針について記載している
水ポンプ室」という。) 内にある溢水防護対象設備が海水		期水位等の評価条件は保守的となるように設定す	が、泊の海水ポンプ室は建屋内であるためこ
ポンプ室内及び室外で発生する溢水の影響を受けて、安		る。算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃	れまでの設計方針の中に包絡される。
全機能を損なわない設計とする。		料ピット水位を求め、使用済燃料ピットの冷却機能	
具体的には、波及的影響防止及び津波の浸水を防止す		(水温65℃以下)及び使用済燃料の放射線に対する	
る目的での低耐震設備の耐震補強対策に加え、海水ポン		遮蔽機能(水面の設計基準線量率≦0.02mSv/h)の維	
プ室外で発生する地震に起因する屋外タンク破損による		持に必要な水位が確保される設計とする。	
溢水が、海水ポンプ室へ流入しないようにするために、		【別添資料1(2-9-別1-68~75,396~414)】	
壁,扉,堰等による溢水伝播防止対策を図る設計とする。			
海水ポンプ室内で発生する想定破損による溢水、消火		1.8.2.5 海水ポンプエリアにおける溢水評価に関する設計	
水の放水による溢水及び降水による溢水についても、壁、		方針	
扉,堰等による溢水伝播防止対策を図る設計とする。さ		海水ポンプエリア内にある防護対象設備が海水ポンプ	
らに、海水ポンプ室内の多重性を有する溢水防護対象設		エリア内及びエリア外で発生する溢水の影響を受けて,	
備を別区画に設置することにより、没水により同時に機		安全機能を損なうことのない設計とする。	
能を損なうことのない設計とする。また、溢水防護対象		具体的には,海水ポンプエリア外で発生する溢水が,	
設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度		海水ポンプエリアに伝播しないことを確認する方針とす	
を確保する設計とする。		る。	
		海水ポンプエリア内で発生する想定破損による低エネ	
		ルギー配管の貫通クラックによる溢水、消火水の放水に	
		よる溢水及び降水による溢水を海水ポンプエリアから海	
		水ポンプエリア浸水防止蓋によって排出できる設計と	
		し、海水ポンプエリア内の防護対象設備が安全機能を損	
		なうことのない設計とする。なお、溢水ガイドに基づき、	
		海水ポンプエリア浸水防止蓋のうち排出量が最も大きい	
		1 箇所からの流出は期待しないものとして排出量を算出	
		する。	
		また、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水	
		水位に対して裕度を確保する設計とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-80~81,450~454)】	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水による損傷の防止等

女川原子力発電所2号炉

1.7.6 溢水防護区画を内包するエリア外及び建屋外か らの流入防止に関する設計方針

溢水防護区画を内包するエリア外及び建屋外で発生を 想定する溢水が、溢水防護区画に流入するおそれがある 場合には、壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包する エリア内及び建屋内への流入を防止する設計とし、溢水 防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。

また、地下水に対しては、揚水ポンプの停止により建 屋周囲の水位が地表面まで上昇することを想定し、建屋 外周部における壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包 する建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象 設備が安全機能を損なわない設計とする。なお、地下水 位低下設備については、基準地震動 Ss による地震力に対 して耐震性を確保する設計とする。

1.7.7 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏え いを防止するための設計方針

管理区域内で発生した溢水の管理区域外への伝播経路 となる箇所については、壁、扉、堰等による漏えい防止 対策を行うことにより、機器の破損等により生じた放射 性物質を内包する液体が管理区域外に漏えいすることを 防止する設計とする。

1.7.8 溢水によって発生する外乱に対する評価方針

溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、 安全保護系,原子炉停止系の作動を要求される場合には、 その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき 必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転 時の異常な渦渡変化又は設計基準事故について安全解析 を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる 設計とし、これらの機能を維持するために必要な設備(溢 水防護対象設備)が、没水、被水及び蒸気の影響を受け て、その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性 を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計) とする。

泊発電所3号炉

1.7.5 溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止 に関する設計方針

溢水防護区画を内包する建屋において、建屋外で発生 を想定する溢水が、建屋内の溢水防護区画に流入するお それがある場合には、壁、扉、堰等により建屋内又は溢 水防護区画への流入を防止する設計とし、溢水防護対象 設備が安全機能を損なうことのない設計とする。

地下水については、建屋基礎下に設置している集水配 管により、建屋最下層にある湧水ピットに集水し湧水ピ ットポンプにより設計とする。また、建屋外周部におけ る壁、扉等により溢水防護区画を内包する建屋内への流 入を防止する設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を 損なうことのない設計とする。なお、地下水排水設備に ついては、基準地震動による地震力に対して耐震性を確 保する設計とする。

【説明資料(6: P9条-別添1-53, 54)】

1.7.6 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏え いを防止するための設計方針

管理区域内で発生した溢水の管理区域外への伝播経 路となる箇所については、壁、扉、堰等による漏えい 防止対策を行うことにより、機器の破損等により生じ た放射性物質を内包する液体が管理区域外に漏えいす ることを防止する設計とする。

【説明資料 (7: P9条-別添1-54)】

大飯発電所3/4号炉

1.8.2.6 防護対象設備設置建屋外からの溢水評価に関する 設計方針

防護対象設備が設置されている建屋に隣接する廃棄物 処理建屋及びタービン建屋からの溢水並びに屋外タンク 及び地下水からの溢水について、防護対象設備が設置さ れている建屋に対する溢水経路を特定し、壁、扉、堰等 又はそれらの組合せにより溢水が流入しない設計とす る。

- (1) 廃棄物処理建屋からの溢水影響に対する設計方針 廃棄物処理建屋で発生する溢水が、原子炉周辺建屋 へ流入しない設計とするために, 以下の対策を実施す
- 廃棄物処理建屋から防護対象設備が設置されている 原子炉周辺建屋への流入経路に原子炉周辺建屋堰及 び原子炉周辺建屋水密扉を設置する。

【別添資料1 (2-9-別 1-76~79, 415~449) (2-9-別 1 補-482~496)】

(2) タービン建屋からの溢水影響に関する設計方針 タービン建屋で発生する溢水が、 防護対象設備が設 置されている制御建屋へ流入しない設計とする。

タービン建屋における溢水評価では、 想定破損及び 地震起因による影響を考慮し、循環水管の伸縮継手部 の全円周状の破損及び2次系機器の破損を想定した溢 水量を評価する。循環水ポンプを停止するまでの間に 設計方針の相違 生じる溢水量、2次系機器の保有水による溢水量及び 比較結果の概要®【評価判定時の原子炉外 屋外タンクからの溢水量を合算した溢水量が、タービ 風の考慮 のとおり ン建屋空間部に滞留するものとして溢水水位を算出す る。上記に加え、循環水管の損傷箇所からの津波によ る海水の流入については、別途実施する「1.6 耐津波 設計」の津波浸水量を考慮する。 なお, 取水側又は放 水側からタービン建屋への流入を想定しても、津波到 達前のタービン建屋内の溢水による水頭圧により、津 波の流入がないことを確認する方針とする。

タービン建屋で発生する溢水が、防護対象設備が設 置されている制御建屋へ流入しないことを確認する方 設備の相違

・女川では海水ポンプ室が建屋外にあるの に対し、泊3では海水ボンプ室は建屋内 にあるため「エリア外」の記載は不要。

差異の説明

記載表現の相違

設計方針の相違

- 泊3の湧水ビットボンブ(2台)は、安全 系からの給電 (A/B トレン) が可能であり、 基準地震動 Ss による地震力に対して耐震 性を確保する設計としているため、湧水ビ ットポンプの全台停止により、地下水位が 地表面まで上昇することは想定していな
- ・建屋外周に施す浸水対策について、泊3で は「堰」による対策は存在しない。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 温水による損傷の的止等 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		針とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-82~85, 455~465)】	
		(3) 屋外タンクからの溢水影響に対する設計方針	
		自然現象による屋外タンクからの溢水影響について	
		は、地震、設計竜巻、地滑り及び降水による溢水を考	
		慮する。	
		地震については、基準地震動による地震力に対して	
		耐震性を有していない屋外タンクからの溢水が、防護	
		対象設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建	
		屋へ流入しない設計とする。	
		地滑りについては、「1.2.7.1「実用発電用原子炉及	
		びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する	
		規則(平成 25 年 6 月 19 日制定)」に対する適合 第	
		六条 外部からの衝撃による損傷の防止 第1項 (8)	
		地滑り」に示す地滑り地形に対して、地滑りにより溢	
		水が発生しない設計とする。	
		設計竜巻については、「1.9 竜巻防護に関する基本方	
		針」において設定した設計竜巻による飛来物により,	
		屋外タンクが破損した場合に発生する溢水が、防護対	
		象設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋	
		に流入しない設計とする。	
		降水については、「1.2.7.1「実用発電用原子炉及び	
		その附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規	
		則 (平成25 年6 月19 日制定)」に対する適合 第六	
		条外部からの衝撃による損傷の防止 第1項 (5) 降	
		水」において設定した降水による溢水が、防護対象設	
		備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋に流	
		入しない設計とする。	
		自然現象による屋外タンクからの溢水の影響につい	
		ては、竜巻による飛来物、地滑り及び降水による溢水	
		を除き、地震時の評価に含まれるが、防護対象設備が	
		設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋へ流入し	
		ないようにするために、以下の対策を実施する。	
		・淡水タンク、2次系純水タンク等の水位を制限す	
		る。	
		・屋外タンクから防護対象設備が設置されている建	
		屋への流入経路には、原子炉周辺建屋水密扉及び	
		99000000	
		制御建屋水密扉を設置する。	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		・鯨谷タンクエリアに立坑及び排水トンネルを設置	
		し、溢水を構外へ排水する。	
		また、地表面以下にある燃料油貯蔵タンク及び建屋	
		との貫通部は,屋外タンクからの溢水の影 <mark>響</mark> を受	
		けても安全機能を損なうことのない設計とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-86~91, 466~535)(2-9-	
		別 1 補-520~546)】	
		(4) 地下水による溢水影響に対する設計方針	
		地下水は,建屋基礎下に設置している集水管により,	
		建屋最下層にある湧水サンプに集水する設計とする。	
		また,周囲の地下水水位を考慮しても防護対象設備が	
		設置されている建屋へ地下水が流入しない設計とす	
		ప 。	
		湧水サンプポンプ、湧水サンプポンプ電源及び吐出	
		ラインは、基準地震動による地震力に対して耐震性を	
		確保するとともに、湧水サンプポンプ電源は非常用母	
		線に接続することにより、その機能を損なうことのな	
		い設計とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-92,538~540)】	
		1.8.4 溢水防護に関する設計方針	
		想定破損による溢水、消火水の放水による溢水及び地	
		震起因による溢水が発生した場合においても、防護対象	
		設備が安全機能を損なうことのない設計とするため, 壁,	
		扉,堰等により浸水を防止するための対策を実施する。	
		(1)原子炉周辺建屋堰	
		廃棄物処理建屋で発生する溢水が原子炉周辺建屋へ伝	
		播することを防止し、防護対象設備が安全機能を損なう	
		ことのない設計とするため、原子炉周辺建屋堰を原子炉	
		周辺建屋に設置する。堰の配置図を第1.8.3 図に示す。	
		(2) 原子炉周辺建屋水密扉	
		廃棄物処理建屋,燃料取替用水ピット及び復水ピット	
		で発生する溢水、屋外タンクからの溢水等が原子炉周辺	
		建屋へ伝播することを防止し、防護対象設備が安全機能	
		を損なうことのない設計とするため, 原子炉周辺建屋水	
		密扉を原子炉周辺建屋に設置する。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 3連比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 溢水によ	る損傷の防止等
----------	---------

第9余 <u>温</u> 水による損傷の防圧等 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
		(3) 制御建屋水密扉 屋外タンクからの溢水等が制御建屋へ伝播することを 防止し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設 計とするため、制御建屋水密扉を制御建屋に設置する。 水密扉の配置図を第1.8.4 図に示す。	

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第9条 溢水による損傷の防止等 差異の説明 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 大飯発電所3/4号炉 1.7.9 手順等 1.7.7 手順等 10.6.2.6 手順等 対応箇所がわかるよう、女川の記載が泊の記載 と構並びとなるように女川の項目を入れ替え 溢水評価に関して、以下の内容を含む手順を定め、適 溢水評価において、期待する壁、扉、堰等の浸水防護 溢水評価において、期待する壁、扉、堰等の浸水防護 設備、保護カバー、防護カバー、立坑、排水トンネル等 記載方針の相違 切な管理を行う。 設備、保護カバー等の設備については、継続的な保守管 理や水密扉閉止等の運用を適切に実施するためにその手 の設備については、継続的な保守管理、水密扉閉止等の 泊は溢水評価に係る運用を適切に実施する ため、手順を明確にし、継続的な教育訓練を 順を明確にする。 運用を適切に実施するためにその手順を明確にする。 また、溢水評価において、溢水量を制限するために漏え また、溢水評価において、溢水量を制限するために漏 実施することを明記している。 い停止操作に期待する場合は、その手順を明確にする。 えい停止操作に期待する場合は、その手順を明確にする。 さらに、それらの手順を確実に実施するために、継続的 さらに、それらの手順を確実に実施するために、継続的 な教育訓練を実施する。 な教育訓練を実施する。 (2) 配管の想定破損による溢水が発生する場合及び基 (1) 配管の想定破損による溢水、消火栓からの放水に (1) 配管の想定破損による溢水、スプリンクラーからの 記載方針の相違 準地震動 Ss による地震力により耐震 B, C クラスの機 よる溢水及び地震による溢水が発生する場合にお 放水による溢水及び地震による溢水が発生する場合 泊は消火水からの放水による溢水に対して 器が破損し溢水が発生する場合においては, 隔離手順 いては、的確に操作を行うために手順等を整備す においては、的確に操作を行うために手順等を整備 も的確に捜査を行うために手順等を整備す する。 ることとしている。 を定める。 る。 (6) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加、資機 (2) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加及び (2) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加、資機 記載表現の相違 材の持込み等により評価条件としている床面積に見 資機材の持込み等により評価条件としている可燃 材の持込み等により評価条件としている可燃性物質 直しがある場合は、あらかじめ定めた手順により溢水 性物質の量及び滞留面積に見直しがある場合は, の量及び滞留面積に見直しがある場合は、溢水評価 評価への影響確認を行う。 溢水評価への影響確認を行う。 への影響確認を行う。 【別添資料1 (2-9-別1 補-588~592) 】 (9) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止 (3) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中 (3) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央 記載表現の相違 状態の確認及び閉止されていない状態が確認された 央制御室における閉止状態の確認, 及び閉止され 制御室における閉止状態の確認及び閉止されていな 場合の閉止操作の手順等を定める。 ていない状態が確認された場合の閉止操作を的確 い状態が確認された場合の閉止操作を的確に行うた めに手順を整備する。また、水密扉の閉止状態を的 に行うために手順等を整備する。 確に管理するために社内ルール等の運用を適切に実 (3) 運転実績(高エネルギー配管として運転している割 (4) 運転実績(高エネルギー配管として運転している 施する。 記載表現の相違 合が当該系統の運転している時間の2%又はプラン 割合が当該系統の運転している時間の2%又はプ ト運転期間の1%より小さい)により低エネルギー配 ラント運転期間の1%より小さい)により低エネ (4) 運転実績(高エネルギー配管として運転している割 管としている設備については, 運転時間管理を行う。 ルギー配管としている設備の運転時間実績管理を 合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント 行う。 運転期間の1%より小さい。)により、低エネルギー 配管としている設備の運転時間実績管理を行う。 (5) 地震起因による溢水において、溢水源となる機器の うち運用によって溢水を考慮しない機器について、プ 設計方針の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

> 泊は地震起因による溢水において、運用によ って溢水源から除外している機器はない。

ラント運転中及び停止中において系統運用を停止し,

隔離(水抜き)する。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
(8) 施設定期検査作業に伴う溢水防護対象設備の不待			設計方針の相違
機や扉の開放等,影響評価上設定したプラント状態の			女川は溢水影響評価で溢水経路として想定
一時的な変更時においても,その状態を踏まえた必要			していないハッチについて、定期検査時等に
な安全機能が損なわれない運用とする。			ハッチが開放されることを考慮し、ハッチ開
			放時には堰を設置する等の運用を定めてい
			るが、泊は溢水影響評価でハッチの止水には
			期待しておらず、定期検査時等であってもプ
			ラント状態の一時的な変更は評価に影響し
	(5) 機能喪失高さが低い溢水防護対象設備が消火水の	(5) 機能喪失高さが低い防護対象設備が消火水の放水	tavo
(11) 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限	放水による溢水により機能喪失することのないよ	による溢水により機能喪失することのないよう,消	
に止めるため、消火活動における運用及び留意事項と、	う, 消火水放水時の注意事項を現場に表示する。	火水放水時の注意事項を現場に表示する。	記載方針の相違
それらに関する教育について「火災防護計画」に定め		【別添資料1(2-9-別1 補-328)】	泊は消火活動に係る運用手順について、(5)
る 。	(6) 火災時に消火水を放水した場合は、消火水による	(6) 火災時に消火水を放水した場合は,消火水による防	~ (7) に分けて具体的な内容を記載してい
	溢水防護対象設備の安全機能への影響の有無を確	護対象設備の安全機能への影響の有無を確認するた	ర .
	認するために、溢水防護対象設備の安全機能が損	めに, 防護対象設備の安全機能が損なわれていない	
	なわれていないことを保守管理で確認する。	ことを保守管理で確認する。	
	(7) 消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の内部	(7) 消火活動の結果を踏まえ,放水後の放水量の内部溢	
	溢水評価に係る妥当性について検証を行う。	水評価に係る妥当性について検証を行う。	
	(8) 配管の想定破損により、溢水防護対象設備が蒸気	(8) 配管の想定破損により, 防護対象設備が蒸気環境に	設計方針 (運用) の相違
	環境に曝された場合は、溢水防護対象設備の安全	曝された場合は、防護対象設備の安全機能が損なわ	泊では溢水防護対象設備が蒸気環境に曝さ
	機能が損なわれていないことを保守管理で確認す	れていないことを保守管理で確認する。	れた場合は、溢水防護対象設備の安全機能が
	ప		損なわれていないことを保守管理で確認す
		(9) 海水ポンプエリア内及びエリア外の溢水を受けて、	る運用としている。
		海水ポンプエリア内の防護対象設備が機能喪失しな	And the second of the second o
		いように海水ポンプエリア浸水防止蓋の適切な保守	
		管理を実施する。	
(1) 配管の想定破損評価において, 応力評価の結果によ	(9) 配管の想定破損評価において,応力評価の結果に		
り破損形状の想定を行う場合は,評価結果に影響する	より破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影	(10) 配管の想定破損評価において,応力評価の結果に	
ような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認す	響するような減肉がないことを確認するために継	より破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響	記載表現の相違
ప 。	続的な肉厚管理を実施する。	するような減肉がないことを確認するために継続的	
		な肉厚管理を実施する。	
	(10) 浸水防護設備及び溢水防護対象設備の機能維持に		設計方針 (運用) の相違
	必要な設備に対して、要求される機能を維持する	(11) 浸水防護設備及び「1.8 溢水防護に関する基本方	泊は浸水防護設備及び溢水防護対象設備の
	ため、運用を適切に実施するための手順を定める	針」で示す防護対象設備の機能維持に必要な設備に	機能維持に必要な設備に対して、要求される
	とともに、適切な保守管理を実施する。また、必	対して、要求される機能を維持するため、適切な保	機能を維持するため、運用を適切に実施する
	要に応じ補修を行う。	守管理を実施する。また、故障時においては補修を	ための手順を定めるとともに、適切な保守管
		実施する。	理を実施する運用としている。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
	(11) 内部溢水全般(評価内容並びに溢水経路,溢水防	(12) 内部溢水全般(評価内容並びに溢水経路, 防護対	設計方針 (運用) の相違
	護対象設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等)	象設備, 水密扉, 堰等の設置の考え方等) について	泊は内部溢水全般(評価内容並びに溢水経
	について教育を実施する。	教育を定期的に実施する。	路, 溢水防護対象設備, 水密扉及び堰等の設
			置の考え方等) について教育を実施する運
			用としている。
	(12) 火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防	(13) 火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防	設計方針 (運用) の相違
	隊による消火活動時の放水に関する注意事項につ	隊による消火活動時の放水に関する注意事項につい	泊は火災が発生した場合の初期消火活動及
	いて,教育を実施する。	て、教育を定期的に実施する。	び自衛消防隊による消火活動時の放水に関
			する注意事項について、教育を実施する運用
			としている。
	(13) 運転員が内部溢水発生時に的確な判断・操作等が	(14) 運転員が内部溢水発生時に的確な判断,操作等が	設計方針 (運用) の相違
	実施できるよう、内部溢水発生の対処に係る教育	実施できるよう、内部溢水発生の対処に係る訓練を	泊は運転員が内部溢水発生時に的確な判
	訓練を実施する。	定期的に実施する。	断・操作等が実施できるよう, 内部溢水発生
			の対処に係る教育訓練を実施する運用とし
			ている。
			90.5000
			設計方針の相違
(12) 燃料プール冷却浄化系,燃料プール補給水系が機能			泊は比較結果の概要③【評価判定時の原子炉
喪失した場合における、残留熱除去系による使用済燃			外乱の考慮】のとおり、必要な安全機能を損
料プールの冷却及び給水手順を定める。			なうことのないよう溢水防護対策を施すこ
			ととしていることから、使用済燃料ビット水
			浄化冷却系統および燃料取替用水系統の機
(4) 内部溢水評価で用いる屋外タンクの水量を管理す	(14) 屋外タンクにおいて、水位制限を設ける場合は手	(15) タンクにおいて、水位制限を設ける場合は手順等	能喪失を想定していない。
ప 。	順等を定めて適切に管理する。	を整備する。	記載表現の相違
(7) 排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に	(15) 排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に		
対し、それを防止するための運用を実施する。	対し、それを防止するための運用を実施する。		
y of checking are seen as a seen as	7, 0, 0,000,000,000,000,000,000		
(10) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定め	(16) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定め		
5.	5.		
` ~ ♦	°a/ 0		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
男男宗 温水による損傷の砂圧等 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	** 大飯発電所3 / 4 号炉	差異の説明

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	i	泊発信	電所 3 号炉	大飯発行	電所3	/ 4 号炉	差異の説明
			、評価上想定する起因事象 D異常な過渡変化)			上想定する起因事象 なな過減変化)	
		考慮	1		考慮		
	起因事象	要否	スクリーンアウトする理由	原子炉外乱の事象	要否	スクリーンアウトする理由	
	原子炉起動時における制御棒 の異常な引き抜き 出力運転中の制御棒の異常な 引き抜き	0		原子炉起動時における制御棒 の異常な引き抜き 出力運転中の制御棒の異常な 引き抜き 制御棒の落下及び不整合	0		
	制御棒の落下及び不整合	0		原子炉冷却材中のほう素の		-	
	原子炉冷却材中のほう素の異	0		異常な希釈 原子炉冷却材流量の部分喪失	0		
	常な希釈			ポープの中の一種の一般大	0	誤起動の場合、停止ループの低温	
	原子炉冷却材流量の部分喪失 原子炉冷却材系の停止ループ の誤起動	_	停止ループの軽温の冷却材が炉心に注入され、 炉心に正の反応度が活加された後の反応度フィ ードバック効果により原子炉出力は低下し整定 する。 このように、本事象では対処設備は不要である ため、溢水評価上考慮不要。	原子炉冷却材系の停止ループ の誤起動	_	の冷却材が好心に注入され、歩心 に正の反応度が添加された後の 反応度フィードバック効果によ り原子炉出力は低下し整定する。 このように、本事象では対処設備 は不要であるため、溢水評価上考 慮不要	
	外部電源喪失	-	ため、盗水評価上考慮个要。 外部電源喪失により常用電源が喪失するが、常 用電源喪失は「主給水流量喪失」及び「原子炉 冷却材流量の喪失」に包給される。	外部電源喪失	0	外部電源喪失により常用電源が 喪失するが、常用電源喪失は「主 給水流最喪失」及び「原子炉冷却 材流量の喪失」に包絡	
	主給水流量喪失	0		主給水流量喪失	0	******************	
	蒸気負荷の異常な増加	_	器気負荷が増加し、炉心に正の反応度が添加された後の反応度フィードバック効果により原子 炉出力は抑制され程定する。 このように、本事象では対処設備は不要であるため、溢木評価上考慮不要。	蒸気負荷の異常な増加	_	蒸気負荷が増加した場合、炉心に 正の反応度が添加された後の反 応度フィードバック効果により 原子炉出力は抑制され整定する。 このように、本事象では対処設備 は不要であるため、溢水評価上考 慮不要	
	2次冷却系の異常な減圧	0		2 次冷却系の異常な減圧	0	000/11/3K	
	蒸気発生器への過剰給水	0		蒸気発生器への過剰給水	0		
	負荷の喪失	0		負荷の喪失	0		
	原子炉冷却材系の異常な滅圧 出力運転中の非常用炉心冷却	0	-	原子炉冷却材系の異常な減圧			
	出力連転中の非常用炉心管却 系の誤起動	0		出力運転中の非常用炉心冷却 系の誤起動			
		【説明	∃資料(2.3:P9条−別添1−10) 】				

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

男 9 条 - 磁水による損傷の防止等 女川原子力発電所 2 号炉		泊発電	電所 3 号炉	大飯発電所	3/4	1 号炉	差異の説明
			評価上想定する起因事象 計基準事故)	(武	(評価上注計基準事 考慮		
	777744	考慮	and the state of t	原子炉外乱の事象	要否	スクリーンアウトする理由	
	起因事象	要否	スクリーンアウトする理由	原子炉冷却材喪失 (LOCA)	0*		
	原子炉冷却材喪失 (LOCA) 原子炉冷却材流量の喪失	0		原子炉冷却材流量の喪失	0		
	原子炉冷却材ポンプの軸固着	-	溢木の発生によって1次冷却材ポンプの回転軸 は固着しない。	原子炉冷却材ポンプの軸固着	-	溢水の発生によって原子炉 冷却材ポンプの回転軸は固	
	主給水管破断	O#		主給水管破断	O#	着しない。	
	主蒸気管破断	0%		主蒸気管破断	0*		
	制御棒飛び出し	Ow	洗上の双升にトッテ基無数品級の仁助旅店が施	制御棒飛び出し	0*		
	蒸気発生器伝熱管破損 ※ 溢水事象であるため対策とし	て老歯	溢水の発生によって蒸気発生器の伝熱管は損傷 しない。 ナス	蒸気発生器伝熱管破損		溢水の発生によって蒸気発 生器の伝熱管は破損しな	
	※ aut小事家でめるため対策とし		明資料(2.3:P9条-別添1-11)】			V.	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

	白発電所 3 号炉		大飯発電所3/4号	77P	差異の説明
滋水評価上想定する事象 ①「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」「出力運転中の制御棒の落下及び不整合」 ②原子炉冷却材で最大の異常な希釈 (ほう素濃度制御系異常) ③「原子炉冷却材で量の部分喪失」 (1次冷却材がごプ停止) ④素気発生器への過剰給水(主給水ボンプ停止他*2) ④負荷の喪失(主給水ボンプ停止他*3) ①出力運転中の非常用炉心冷却系の認起動(多主給水管破断) ② 2次冷却系の異常な域圧(タービンバイバス弁関他*4) ⑩原子炉冷却材系の異常な域圧(加圧帯遇がしず開他*5) ①主蒸気管破断	水評価上想定する事 左記事象に対する 対処機能 ・原子炉トリップ ・補助給木 上記機能に加え、 ・高圧注入	************************************	第1.8.4 表	象とその対処系統 対処系統 ・安全保護系 ・原子が停止系 ・補助給水系 ・抽助給水系 上記系統に加え、 ・高口注入系 ・ 格納容器スプレイ系	左央 () 見しり
©「原子炉冷却材喪失(LOCA)」及 び「制御棒飛び出し」	・低圧注人 ・格納容器スプレイ ・格納容器隔離	*5 加圧器スプレイ弁関, 加圧器補助スプレイ弁関 上記機能に加え,	圧(加圧器返がし弁開他®) ②主蒸気管破断 ③「原子切合知材喪失(LOC 上記機能に加え、 A)」及び「制御棒飛び出し」 ・低圧注入	・低圧注入系 イ ・格納密器スプレイ系 ・アニュラス循環系 ・原子炉核納容器附離弁	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子:	力発電所 2 号炉		泊発電所	3号炉		大飯発電所3/4号炉	差異の説明
第17-18	: 溢水から防護すべき系統設備		第1.7.4 表 溢水から	店職士バネ系統設備			
株 能	対象系統・機器	重要度	州1.7.4 女 他不から 機 能	の設すべき米和収価 防護対象	重要度		
京子炉の緊急停止機能	制御棒及び制御棒駆動系	分類 MS-1	ex as		分類	第1.8.5 表 溢水から防護すべき系統設備	
长臨界維持機能	ほう酸水注入系制御橡原動系	PS-1 us-1	原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系 (制御棒及び制御棒駆動系)	MS=1		
京子炉冷却材圧カバウンダリ	主蒸気逃がし安全奔	MS-1		原子炉停止系		補助給水系	
の過圧防止機能	(安全弁機能) 残留熱除去系		大阪界途均極能	(制御棒及び制御棒駆動系)	MS=1	化学体積制御系	
	(原子炉停止時冷却モード) 高圧炉心スプレイ系	-	A MA PERTY TRANS	(化学体積制御設備のほう酸注入 機能)	M3-1	安全注入系	
	主蒸気逃がし安全弁	1		1次治却系統			
京子炉停止後における除熟の	(逃がし弁機能,自動減圧系) 残留熱除去系	MS-1	原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能	1 次常却系統 (加圧器安全弁)	MS=1	主蒸気系	
ための崩壊熱除去機能	(サブレッションブール水冷却モード) 原子炉隔離時冷却系	365-1	原子炉停止後における除熱のための			余熱除去系	
	主蒸気逃がし安全奔	1	残留熱除去機能	余熱除去設備	MS-1	原子炉補機冷却系	
	(述がし弁機能,自動減圧系) 残留熱除去系	-	二次系からの除熱機能 二次系への補給水機能	主蒸気設備 補助給水設備	MS-1 MS-1		
原子炉停止後における除熱の	(サブレッションブール水冷却モード)	+-+	一次希への機能不機能事故時の原子炉の状態に応じた炉心治却のための	他的指示权值	И5-1	制御用空気系	
とめの原子炉が隔離された場	原子炉陽離時冷却系 高圧炉心スプレイ系	MS-1	原子炉内高圧時における注水機能	非常用炉心冷却設備	MS-1	換気空調系	
合の注水機能 京子炉停止後における除熱の	主蒸気逃がし安全弁	+	水ナが行列に時における往本機能	(高圧注入系)	No-1	非常用電源系 (ディーゼル発電機を含む。)	1
ための原子炉が隔離された場 合の圧力逃がし機能	生	MS-1	原子炉内低圧時における注水機能	非常用炉心冷却設備 (蓄圧注入系・低圧注入系)	MS=1		1
3	高圧炉心スプレイ系			格納容器隔壁并		格納容器スプレイ系	1
* # AL - W - W - A	主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧系)		格納容器内又は放射性物質が格納容器内から離れ		MS-1	冷水系	1
事故時の原子炉の状態に応じ た炉心冷却のための原子炉内	低圧担心スプレイ系	MS-1	出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	(アニュラス空気浄化設備) 原子炉格納容器スプレイ設備		電気盤	1
高圧時における注水機能	主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧系)		格納容器の冷却機能	原子炉格納容器スプレイ設備	MS-1		1
	残留熱除去系 (低圧注水モード)		格納容器内の可燃性ガス制御機能			燃料ピット冷却浄化系	1
事故時の原子炉の状態に応じ	低圧炉心スプレイ系		非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供	非常用所內電源系(交流)	MS-1	燃料取替用水系	
た炉心冷却のための原子炉内	高圧炉心スプレイ系	MS-1	給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供	:		,	1
低圧時における注水機能	残留熱除去系 (低圧注水モード)	\perp	給する機能	非常用所內電源系 (直流)	MS-1		1
事故時の原子炉の状態に応じ た炉心冷却のための原子炉内	to structure of		非常用の交流電源機能	ディーゼル発電機	MS-1		1
高圧時における減圧系を作動	自動減圧系	MS-1	非常用の直流電源機能	在流電原設備	MS-1 MS-3		
でせる機能				1	10.0		1
つづき)		10 pr m	(つづき)				1
機能	対象系統・機器	重要度 分類	非常用の計劃制御用直流電源機能	計測制御用電源設備	MS-1		1
8舶容器内叉は放射性物質が格 内容器内から瀕れ出た場所の雰	Al-Martin Mary Inc. No. of Carlo		袖機冷却梯能	原子炉補機冷却水設備	MS-1		1
用気中の放射性物質の濃度低減 pos	非常用ガス処理系	MS-1	冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水設備	MS-1		
展能 各納容器の冷却機能	残留想除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	MS-1	原子炉制御蜜非常用換氮空調機能	換気空調設備 (中央制御室空調装置)	MS-1		1
rmを報ぐのizhtelis R納容器内の可燃性ガス制御機		+	圧縮空気供給機能	制御用圧縮空気設備	MS-1		1
6	可燃性ガス濃度制御系	MS-1	原子炉冷却材圧力パウンダリを構成する配管の開		PS-1		1
非常用交流電源から非常用の負 背に対し電力を供給する機能	非常用交流電源設備	MS-1	解機能 四二倍数益を騙くさいがまた様々セス和等の原稿	(原子炉冷却材圧力パウンダリ)			1
非常用直流電源から非常用の負 等に対し電力を供給する機能	非常用直流電源設備	MS-1	原子炉格納容器パウンダリを構成する配管の隔離 機能	格納容點隔離弁	MS-1		1
F常用の交流電源機能	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心2	MS-1	原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動		MS-1		
非常用の直流電源機能	プレイ系ディーゼル発電機を含む。) 蓄電池 (非常用)	MS-1	させるものを除く) の発生機能 工学的安全施設に分類される機器者しくは系統に	(原子炉保護設備) ・ 公会保護系			1
・常用の計測制御用直流電源機	計測制御用電源設備	MS-1	ユ字的女生施設に分類される機会者しくは糸板に 対する作業信号の発生機能	女主体表示 (工学的安全施設作動設備)	MS-1		1
iii 機冷却機能	原子讵補機冷却水系	MS-1	事故時の男子炉の停止状態の担損機能	中性子薄領城中性子束	MS=2		1
h却用海水供給機能	高圧炉心スプレイ補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系	MS-1	◆ 64.0gマンの・1・3・×2 停止状態が2代類機能	原子炉トリップ遮断器の状態	MS*2		1
作却用海水供給機能 以子炉制御室非常用換気空調機	高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	+		1 次冷却材圧力			1
n 1 // 的甲亚乔希用费风公商機	中央制御室換気空調系	MS-1	事故時のな心冷却状態の把握機能	 (広城) 	MS-2		1
E縮空気供給機能	主蒸気逐がし安全弁の駆動用圧縮空気原 主蒸気隔離弁の駆動用圧縮空気源	MS-1		加压器水位			1
原子炉冷却材圧カバウンダリを	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁	PS-1		格納容器圧力			1
構成する配管の隔離機能 R子炉格納容器パウンダリを構	原子匠格納容器隔離弃	MS-1	事故時の私射能閉じ込め状態の把握機能	格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ/高レンジ)	MS-2		1
及する配管の隔離機能 原子炉停止系に対する作動信号	55.1.9"特別各部層際开	565-1		(数レンシ/高レンシ) ほう酸タンク水位	+		1
(常用系として作動させるもの	原子炉保護系の安全保護回路	MS-1		蒸気発生器水位 (広域、狭城)	1		1
と除く) の発生機能	非常用炉心冷却系作動の安全保護回覧			主蒸気ライン圧力	- 1		1
E学的安全施設に分類される機 B若しくは系統に対する作動信	主蒸気隔離の安全保護回路	M8-1	事故時のブラント操作のための情報の把握機能	補助給水ワイン液量 補助給水ビット水位	MS-2		1
号の発生機能	原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路	3		燃料取替揚水ビット水位	1		
『故時の原子炉の停止状態の把	起動領域モニタ* 原子レスクラム用電磁接触器の状態3	MS-2		格納容器再得環サンプ水位			1
	び制御棒位置			(広城、独城)	PS=2		1
星機能	Catheteliciii					I .	i
星機能	C-suprising.		ビット治有機能	使用済燃料ビット水浄化治却系統	PS-3		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
女川原子力発電所 2 号炉 (つづき) 横		第 1.8.6 表 機器と機能喪失高さの考え方 機 器 乗 天 高 さ ①電動弁:電動弁耶動装置下着 ②欠気作動弁:各付属品(アクチュエータ、電磁弁、減圧弁、 リミットスイッチ)のうち、最低高さの付属 島の下端部 グンペ 各付属品(アクチュエータ、電磁弁、減圧弁、リミットスイッチ)のうち、最低高さの付属。場の下端部 ボンブ (操作確含む) ②ボンブは社・タでいずれか底い箇所 ②ボンブは種質通節なは過タンクのエアブリーザ部の低い方 ③モータは下端部又は場子着下端の低い部位 電 盤内の計器距の最下部 計器本体又は伝送器の下端部 計器 計器本体又は伝送器の下端部	差異の説明
		第1.8.7 表 蒸気影響評価における配管の想定破損評価条件 系 統 破損想定 隔離	
	系 統 被拠型定 隔 産	一般部 (25A を超える。) 貫通クラック 自動/	
	化学体積制御系統(抽出)	茶気発生器プローダウンサンブル系	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		水久融石 パッキン 液体 第1.8.1区 保護カバー等の概要	
		防護カバー 配管	
		第1.8.2図 防護カバーの模要	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 <i>9条 溢水による損傷の防止等</i> 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明

青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉		差異の説明

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異の説明

(3) 適合性説明

1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方 針

女川原子力発電所 2号炉

1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年12月 27 日申請) に係る実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適

(溢水による損傷の防止等)

- 第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水 が発生した場合においても安全機能を損なわないも のでなければならない。
- 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性 物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備か ら放射性物質を含む液体があふれ出た場合において, 当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなけれ ばならない。

適合のための設計方針

第1項について

安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生し た場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生し た場合においても,発電用原子炉を高温停止でき,引き続 き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設 計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状 態を維持できる設計とする。さらに使用済燃料プールにお いては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プー ルへの給水機能を維持できる設計とする。

なお、発電用原子炉施設内における溢水として、発電用 原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因 を含む。),消火系統等の作動,使用済燃料プール等のスロ ッシングその他の事象により発生した溢水を考慮する。

(3)適合性説明

第九条 溢水による損傷の防止等

1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が 発生した場合においても安全機能を損なわないもの でなければならない。

泊発電所3号炉

2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射 性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設 備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合にお いて、当該液体が管理区域外へ漏えいしないもので なければならない。

適合のための設計方針

第1項について

安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した場合 においても、安全機能を損なうことのない設計とする。

そのために、原子炉施設内における溢水が発生した場合 においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及 び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。ま た、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持でき る設計とする。 さらに使用済燃料ピットにおいては、使用 済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機 能を維持できる設計とする。

なお、原子炉施設内における溢水として、原子炉施設内 に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。),消 火水系統等の作動又は使用済燃料ピット等のスロッシング その他の事象により発生した溢水を考慮する。

【説明資料 (1.1:P9 条-別添 1-1~2)】

(3)適合性説明

第九条 溢水による損傷の防止等

1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が 発生した場合においても安全機能を損なわないもの でなければならない。

大飯発電所3/4号炉

2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射 性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損に よって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体 があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外 へ漏えいしないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した場 合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。 そのために、原子炉施設内における溢水が発生した場 合においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停 止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とす

また, 停止状態にある場合は, 引き続きその状態を維 持できる設計とする。さらに使用済燃料ピットにおいて は、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピット への給水機能を維持できる設計とする。

なお、原子炉施設内における溢水として、原子炉施設 内に設置された機器,配管の破損(地震起因を含む。)、 消火水系 (スプリンクラーを含む。) 等の動作又は使用済 燃料ピットのスロッシングにより発生した溢水を考慮す

【別添資料1(2-9-別1-4)】

第2項について

設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射性物質を含 記載表現の相違 む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器 又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合に おいて, 当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とす る。

【別添資料1(2-9-別1補-573~587)】

記載方針の相違

記載方針の相違

記載表現の相違

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
第2項について	第2項について		
設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質	設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射性物質を含む		
を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性			
物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管			
理区域外へ漏えいしない設計とする。	外へ漏えいしない設計とする。		
	[- 1		
	【説明資料(7:P9 条-別添 1-40)】		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 3 連比較表 r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第9条 溢水による損傷の防止等 女川原子力発電所 2号炉 大飯発電所3/4号炉 差異の説明 泊発電所 3 号炉 1.3 気象等 1.3 気象等 1.3 気象等 該当なし。 該当なし 該当なし 1.4 設備等 1.4 設備等 1.4 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 記載方針の相違 10.6.2 内部溢水に対する防護設備 10.6.2 内部溢水に対する防護設備 10.6.2 内部溢水に対する防護設備 10.6.2.1 概要 10.6.2.1 概要 10.6.2.1 概要 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合にお 原子炉施設内における溢水が発生した場合において 原子炉施設内における溢水が発生した場合において いても、施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備に も、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備 も、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等により、防護対 記載表現の相違 より、溢水防護対象設備が、その安全機能を損なわない により, 溢水防護対象設備が, その安全機能を損なうこ 象設備がその安全機能を損なうことのない設計とする。 設計とする。 とのない設計とする。 溢水評価に当たっては、溢水防護区画を設定し溢水防 護区画の水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を 設定する。発生を想定する溢水に対し, 防護対象設備が 没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損 なうことのない設計とする。 【別添資料1(2-9-別1-4)】 10.6.2.2 設計方針 10.6.2.2 設計方針 10.6.2.2 設計方針 浸水防護設備は、以下の方針で設計する。 浸水防護設備は、以下の方針で設計する。 (1) 浸水防止堰は、溢水により発生する水位や水圧に対 (1) 浸水防止堰は、溢水により発生する水位や水圧に対 して流入防止機能が維持できるとともに, 基準地震動 して流入防止機能が維持できるとともに, 基準地震動 Ss による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生 による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じ 記載表現の相違 じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれ る荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれな い設計とする。また、浸水防止堰の高さは、溢水水位 ない設計とする。また、浸水防止堰の高さは、溢水水 位に対して裕度を確保する設計とする。 に対して裕度を確保する設計とする。 (2) 水密扉は、溢水により発生する水位や水圧に対して (2) 水密扉は、溢水により発生する水位や水圧に対して 流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 Ss 流入防止機能が維持できるとともに, 基準地震動によ による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じ る地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷 記載表現の相違 る荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれな 重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設 い設計とする。 計とする。 (3) 防護壁は、溢水により発生する水位や水圧に対して (3) 止水壁は、溢水により発生する水位や水圧に対して 流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 Ss 流入防止機能が維持できるとともに, 基準地震動によ 記載表現の相違

9-58

る地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷

重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設

り発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持

できるとともに、基準地震動による地震力等の溢水の

(4) (1)~(3)以外の浸水防護設備についても、溢水によ

計とする。

による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じ

る荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれな

り発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持

できるとともに、基準地震動 Ss による地震力等の溢

(4) (1)~(3)以外の浸水防護設備についても,溢水によ

い設計とする。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し	要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必		
て必要な当該機能が損なわれない設計とする。	要な当該機能が損なわれない設計とする。		
		原子炉施設内で溢水が発生した場合において, 原子炉	
		施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、防	
		護対象設備がその安全機能を損なうことのない設計とす	
		る。	
		使用済燃料ピットにおいては, 使用済燃料ピットの冷	
		却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる	
		設計とする。さらに,海水ポンプエリア及び防護対象設	
		備が設置されている建屋外の溢水源については, 地震,	
		津波、竜巻、地滑り等を考慮する。具体的には、	
		「10.6.2.2.3 海水ポンプエリアにおける溢水評価に関	
		する設計方針」及び「10.6.2.2.4 防護対象設備設置建屋	
		外からの溢水評価に関する設計方針」にて説明する。	
		また、放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管	
		が破損することにより、当該容器又は配管から放射性物	
		質を含む液体の漏えいを想定する場合には、溢水が管理	
		区域外へ漏えいしないよう,建屋内の壁,扉,堰等によ	
		り伝播経路を制限する設計とする。	
		【別添資料1 (2-9-別1-4)	
		(2-9-別1 補-4, 520~541, 573~587)]	
		10.6.2.2.1 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針	
		(1) 溢水源及び溢水量の想定	
		溢水源及び溢水量としては、発生要因別に分類した	
		以下の溢水を想定して評価する。	
		a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破	
		損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢	
		水」という。)	
		b. 発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡	
		大防止のために設置される系統からの放水による	
		溢水(以下「消火水の放水による溢水」という。)	
		c. 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水	
		(以下「地震起因による溢水」という。)	
		d. その他要因(地下水の流入, 地震以外の自然現	
		象,機器の誤動作等)により生じる溢水	
		防護対象設備が設置されている建屋内において、流	
		体を内包する容器及び配管を溢水源となり得る機器と	
		して抽出する。ここで抽出された機器のうち,上記 a.	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		又は c. の評価において破損を想定するものは、それぞ	
		れの評価での溢水源として考慮する。	
		【別添資料1 (2-9-別 1-6, 7)】	
		(2) 防護対象設備の設定	
		防護対象設備は、原子炉施設内で発生した溢水に対し	
		て,重要度の特に高い安全機能を有する系統が,その安	
		全機能を損なうことのない設計(原子炉を高温停止でき,	
		引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持	
		できる設計。また、停止状態にある場合は、引き続きそ	
		の状態を維持できる設計。)とするために必要な設備とす	
		る。	
		さらに、原子炉施設の安全評価に関する審査指針に基	
		づき, 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を対象	
		として、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原	
		因となり得る原子炉外乱に対処する設備を抽出する。抽	
		出に当たっては溢水事象となり得る運転時の異常な過渡	
		変化及び設計基準事故も評価対象とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-8~12, 97~125)	
		(2-9-別1補-4~53,508~519)】	
		(3) 溢水防護区画及び溢水経路の設定	
		溢水防護に対する溢水防護区画は、防護対象設備が設	
		置されているすべての区画並びに中央制御室及び現場操	
		作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。溢	
		水防護区画は壁、扉、堰等又はそれらの組み合わせによ	
		って他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護	
		区画の水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設	
		定する。	
		【別添資料 1 (2-9-別 1-13~15, 126~155)】	
		(4) 防護対象設備設置建屋内における溢水評価に関する	
		(4) め設外家政備取画定室内における価小計画に関する 設計方針	
		想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震	
		起因による溢水に対して、防護対象設備が以下に示す没	
		水、被水及び蒸気の影響を受けて、安全機能を損なうこ	
		が、	
		また、溢水評価において、現場操作が必要な設備に対	
		しては、必要に応じて環境の温度、放射線量、薬品等に	
L		しては, 必安に心して栄光が血及, 以州豚里, 栄帥寺に	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		よる影響を考慮しても,運転員による操作場所までのア	
		クセスが可能な設計とする。	
		a. 想定破損による溢水影響に対する設計方針	
		想定される配管の破損形状に基づいた溢水の影響を	
		受けて、防護対象設備が安全機能を損なうことのない	
		設計とする。	
		b. 消火水の放水による溢水影響に対する設計方針	
		火災時の消火水系 (スプリンクラーを含む。) 等から	
		の放水による溢水を想定し、溢水の影響を受けて、防	
		護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とす	
		る。	
		また、格納容器スプレイ系については原子炉格納容	
		器内でのみ生じ、防護対象設備は耐環境性があること	
		から格納容器スプレイ系の動作により発生する溢水に	
		より原子炉格納容器内の防護対象設備が安全機能を損	
		なうことはない。	
		c. 地震起因による溢水影響に対する設計方針(使用	
		済燃料ピットのスロッシングを含む。)	
		溢水源となり得る機器(流体を内包する機器)のう	
		ち、基準地震動による地震力によって破損が生じる機	
		器を溢水源として想定し、溢水の影響を受けて、防護	
		対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。	
		d. その他の溢水影響に対する設計方針	
		その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド部,	
		配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏え	
		い検知システム等により早期に検知し、防護対象設備	
		の安全機能が損なわれない程度の溢水に抑える設計と	
		する。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-22~54, 156~414)	
		(2-9-別 1 補-76~171, 196~407, 459~481)】	
		,5/24	
		10.6.2.2.2 使用済燃料ピットの溢水評価に関する設計方針	
		(1) 溢水源及び溢水量の想定	
		溢水源及び溢水量は,「10.6.2.2.1 原子炉施設の溢	
		水評価に関する設計方針」と同じ想定とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-55)】	
		(2) 防護対象設備の設定	
		防護対象設備は、使用済燃料ピットの冷却機能及び	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 <i>9条 </i>	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		使用済燃料ピットへの給水機能の維持に必要な設備と	
		する。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-57)】	
		(3) 溢水防護区画及び溢水経路の設定	
		溢水防護区画及び溢水経路は,「10.6.2.2.1 原子炉	
		施設の溢水評価に関する設計方針」と同じ設定とする。	
		【別添資料 1 (2-9-別 1-57~60)】	
		(4) 溢水評価に関する設計方針	
		溢水評価に対する設計方針は,「10.6.2.2.1 原子炉	
		施設の溢水評価に関する設計方針」と同様とする。	
		なお、基準地震動での使用済燃料ピットのスロッシ	
		ングにより、使用済燃料ピット外へ漏えいする溢水量	
		を考慮しても、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用	
		済燃料の放射線に対する遮蔽機能の維持に必要な水位	
		が確保される設計とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-4, 55, 60~75, 396~414)	
		(2-9-別 1 補-547~554)】	
		10.6.2.2.3 海水ポンプエリアにおける溢水評価に関する	
		設計方針	
		海水ポンプエリア内にある防護対象設備が、海水ポン	
		プエリア内及びエリア外で発生する溢水の影響を受け	
		て、安全機能を損なうことのない設計とする。また、防	
		護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対し	
		て裕度を確保する設計とする。	
		【別添資料1(2-9-別1-80~81,450~454)】	
		10.6.2.2.4 防護対象設備設置建屋外からの溢水評価に	
		関する設計方針	
		防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計と	
		するため, 廃棄物処理建屋からの溢水, タービン建屋	
		からの溢水及び屋外タンクからの溢水は、防護対象設	
		備が設置される建屋へ流入しない設計とする。	
		鯨谷タンクエリアで発生する溢水は, 立坑及び排水	
		トンネルを設置し、構外へ排水する設計とする。	
		地下水は建屋基礎下に設置している集水管により,	
		建屋最下層にある湧水サンプに集水する設計とする。	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
		また, 地下水水位を考慮しても防護対象設備が設置さ	
		れている建屋へ地下水が流入しない設計とする。	
		【別添資料 1(2-9-別 1-76~79, 82~92, 415~449,	
		450~540) (2-9-別 1 補-520~546)】	
		10.6.2.3 主要設備	
		(1) 原子炉周辺建屋堰	
		廃棄物処理建屋で発生する溢水が原子炉周辺建屋へ	
		伝播することを防止し、防護対象設備が安全機能を損	
		なうことのない設計とするため、原子炉周辺建屋堰を	
		原子炉周辺建屋に設置する。	
		原子炉周辺建屋堰の設計においては、基準地震動に	
		よる地震力に対して溢水の伝播を防止する機能が十分	
		に保持できる設計とする。	
		堰の配置図を第1.8.3 図に示す。	
		1877 BURE (2 KM 11.0. 0 (2)10/11/10	
		(2) 原子炉周辺建屋水密扉	
		廃棄物処理建屋,燃料取替用水ピット及び復水ピッ	
		トで発生する溢水、屋外タンクからの溢水等が原子炉	
		周辺建屋へ伝播することを防止し、防護対象設備が安	
		全機能を損なうことのない設計とするため、原子炉周	
		辺建屋水密扉を原子炉周辺建屋に設置する。	
		原子炉周辺建屋水密扉の設計においては、基準地震	
		動による地震力に対して浸水を防止する機能が十分に	
		保持できる設計とする。また、溢水により発生する水	
		圧に対して水密性を有する設計とする。	
		(3) 制御建屋水密扉	
		屋外タンクからの溢水等が制御建屋へ伝播すること	
		を防止し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない。	
		い設計とするため、制御建屋水密扉を制御建屋に設置	
		する。	
		制御建屋水密扉の設計においては、基準地震動による地震力に対して浸水を防止する機能がよんに保持で	
		る地震力に対して浸水を防止する機能が十分に保持できる。砂水により発生する。	
		きる設計とする。また、溢水により発生する水圧に対	
		して水密性を有する設計とする。	
		水密扉の配置図を第1.8.4 図に示す。	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第9条 <u> </u>	泊発電所 3 号炉	大飯発電所3/4号炉	差異の説明
10.6.2.3 試験検査 浸水防護設備は、健全性及び性能を確認するため、発 電用原子炉の運転中又は停止中に、定期的に試験又は検 査を実施する。	10.6.2.3 試験検査 浸水防護設備は、健全性及び性能を確認するため、原 子炉の運転中又は停止中に、定期的に試験又は検査を実 施する。		記載表現の相違
		第 10.6.2.1 表 浸水防護設備の設備仕様 (1) 原子炉周辺建屋堰 種類堰 材料炭素鋼又は鉄筋コンクリート 個数7 (2) 原子炉周辺建屋水密扉 種類片開扉 材料炭素鋼又はステンレス鋼 個数17 (3) 制御建屋水密扉 種類片開扉 材料炭素鋼又はステンレス鋼 個数4	

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
別添資料 1	別添資料1		
	A. W. W. T. O. I. L.		
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉		
内部溢水の影響評価について	内部溢水の影響評価について		
	令和 3 年 10 月		
	北海道電力株式会社		

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
			【比較表作成方針】
目次	目 次		・女川2と泊3では資料構成が大き
			く異なることから、泊3の記載項目
1 評価の概要	1. 概 要		に対応する女川2の記載項目が横並
1.1 溢水防護に関する基本方針	1.1 溢水防護に関する基本方針		びになるよう、女川2の目次を並び
1.2 溢水影響評価フロー			替えた。並び替えた箇所を点線枠で
,			示している。
3 防護対象設備の設定	2. 防護対象設備を抽出するための方針		・別添資料1本文の記載についても、
3.1 溢水防護上必要な機能を有する系統の抽出	2.1 設置許可基準規則第九条及び第十二条並びに評価ガイド		目次と同様に項目ごとに並び替え
	の要求事項について		た上で比較を行った。
3.2 系統機能を維持する上で必要となる設備の抽出	2.2 防護対象設備の抽出		
3.3 溢水影響評価上の防護対象設備の選定	2.3 防護対象設備のうち溢水影響評価対象の選定について		
,			
2 溢水源の想定	3. 溢水源及び溢水量を設定するための方針		
5 想定破損評価に用いる各項目の算出及び溢水影響評価	3.1 想定破損による溢水		
5.1 想定破損による溢水源	3.1.1 配管の想定破損箇所,破損形状の設定		
5.2 想定破損による没水影響評価	3.1.2 配管の応力評価の方針		
	3.1.3 想定破損箇所からの溢水量の算定		
6 消火水の放水評価に用いる各項目の算出及び溢水影響評価	3.2 消火水の放水による溢水		
6.1 消火水の放水による溢水源	3.2.1 溢水源の考え方		
6.2 消火水の放水による没水影響評価	3. 2. 1 (血/八切木) / 一 / 一 /)		
0.2 IBJOON ON THE STATE OF THE			
7 地震時評価に用いる各項目の算出及び溢水影響評価	3.3 地震起因による溢水		
7.1 地震起因による溢水源	3.3.1 地震起因による溢水源		
7.2 地震起因による没水影響評価	3.3.2 機器(配管含む)の耐震評価方針		
7.2.1 地震起因による没水影響評価の前提条件	3.3.3 地震破損等による溢水量の算定		
7.2.2 地震起因による没水影響評価			
8 使用済燃料プール等のスロッシング後の機能維持評価			
8.1 解析評価			
8.2 スロッシングによる溢水量(解析結果)			
3.4.4 その他の溢水に対する設計方針	3.4 その他の溢水		
\			
4 溢水防護区画及び溢水経路の設定	4. 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針		
4.1 溢水防護区画の設定	4.1 溢水防護区画の設定		
4.2 滞留面積の算出	4.2 滞留面積の算出		

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
4.3 溢水経路の設定	4.3 溢水経路の設定		
,			
3.4 防護対象設備を防護するための設計方針	5. 防護対象設備を防護するための設計方針		
3.4.1 没水の影響に対する設計方針	5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針		
	5.1.1 没水の影響に対する評価方針		
	5.1.2 没水の影響に対する防護設計方針		
2.4.2 畑水の影響に対ナス記引士44	5.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針		
3.4.2 被水の影響に対する設計方針 5.3 相定破損による滅水影響延価	5.2.1 被水の影響に対する評価方針		
5.3 想定破損による被水影響評価 6.3 消火水の放水による被水影響評価	5.2.2 被水の影響に対する防護設計方針		
7.3 地震起因による被水影響評価	O. S. S. DOVIN AND BLOCK IN TO DO HIS BART OF ST		
TO PERCENTENCE OF DEVELOPE HIM I HAVE			
3.4.3 蒸気の影響に対する設計方針	5.3 蒸気放出の影響に対する評価及び防護設計方針		
5.4 想定破損による蒸気影響評価	5.3.1 蒸気放出の影響に対する評価方針		
7.4 地震起因による蒸気影響評価	5.3.2 蒸気放出の影響に対する防護設計方針		
	5.4 その他の溢水に対する防護設計方針		
Co. Liberty Mattheway			
(8 使用済燃料プール等のスロッシング後の機能維持評価)	5.5 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に関する		
8.3 使用済燃料プール等のスロッシングに対する冷却機能・ 給水機能・遮蔽機能維持の確認	設計方針		
※日八十分文目と ※無权分文日と存在する / 中国 高い			
9 タービン建屋からの溢水影響評価	6. 溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止に関する設計		
9.1 評価条件	方針		
9.2 評価に用いる各項目の算出			
9.2.1 タービン建屋における溢水源			
9.2.2 タービン建屋における溢水量			
9.2.3 タービン建屋における溢水経路			
9.3 評価結果			
9.3.1 タービン建屋からの溢水影響評価結果			
9.3.2 タービン建屋からの溢水影響を防止する対策内容			
10 原子炉建屋付属棟(廃棄物処理エリア(管理区域))からの			
溢水影響評価			
11 補助ボイラー建屋からの溢水影響評価			
12 1 号炉制御建屋からの溢水影響評価			
13 屋外タンクからの溢水影響評価			

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
14 地下水による影響評価			
15 放射性物質を含む液体の漏えいの防止	7. 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えいを防止する		
	ための設計方針		
添付資料1 発生要因及び評価項目毎に想定する溢水源	添付資料1 防護対象設備の選定及び溢水防護区画の設定につ		・添付資料および補足説明資料につ
添付資料2 溢水源となりうる機器のリスト	いて		いては、サイト固有の情報が多く含
添付資料3 想定する溢水量一覧	添付資料2 溢水源となり得る機器について		まれる資料であり、比較表形式の比
添付資料 4 防護対象設備一覧	添付資料3 高エネルギー配管と低エネルギー配管の分類につ		較が困難であるため、比較表を作成
添付資料 5 機能喪失高さの考え方	いて		していない。
添付資料 6 溢水影響評価の対象外とした設備について	添付資料4 想定破損における配管の強度評価について		・しかしながら、女川の添付資料及
添付資料7 溢水防護区画図	添付資料 5 想定破損における溢水量算出の考え方と算出結果		び補足説明資料を網羅的に確認し、
添付資料8 滞留面積の算出について	について		先行審査実績の反映を行っている。
添付資料9 溢水影響評価において止水を期待できる設備	添付資料6 耐震 B, C クラス機器の耐震評価について		確認結果についてはステイタス整
添付資料 10 溢水伝播経路図(平面図)	添付資料7 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量評		理表に整理している。
添付資料 11 溢水伝播フロー図	価		
添付資料 12 閉口部等からの流出流量の評価	添付資料8 地震時における溢水量算出の考え方について		
添付資料 13 溢水源となる対象系統について	添付資料9 溢水伝播経路概念図		
添付資料 14 高エネルギー配管の想定破損除外について	添付資料10 溢水経路の設定において止水に期待する設備に		
添付資料 15 低エネルギー配管の想定破損除外について	ついて		
添付資料 16 減肉等による破損評価について	添付資料11 防護対象設備の機能喪失高さ及び没水評価にお		
添付資料 17 系統別溢水量算出結果	いて確保すべき裕度の考え方について		
添付資料 18 想定破損による没水影響評価結果	添付資料12 地震時における溢水による没水影響評価につい		
添付資料 19 想定破損による没水影響評価結果から必要とな	て		
る設備対策について	添付資料13 消火水の放水による溢水影響評価について		
添付資料 20 想定破損による被水影響評価結果	添付資料14 高エネルギー配管からの溢水に伴う没水影響評		
添付資料 21 想定破損による被水影響評価結果から必要とな	価について		
る設備対策について	添付資料15 被水影響評価について		
添付資料 22 想定破損による蒸気影響評価結果	添付資料16 高エネルギー配管等の溢水に伴う蒸気影響評価		
添付資料 23 想定破損による蒸気影響評価結果から必要とな	について		
る設備対策について	添付資料17地下水排水設備について		
添付資料 24 消火水の放水による溢水影響評価対象区画	添付資料18 循環水ポンプ建屋における溢水影響評価につい		
添付資料 25 消火水の放水における放水量について	THE MANAGEMENT OF THE PARTY OF		
添付資料 26 消火水の放水による溢水影響評価結果	添付資料19 出入管理建屋、電気建屋、タービン建屋からの		
添付資料 27 地震に起因する溢水源リスト	溢水影響について		
添付資料 28 地震起因による没水影響評価結果添付資料 29	添付資料20 屋外タンクからの溢水影響評価について		
耐震 B, C クラス機器の耐震評価	添付資料21 管理区域から非管理区域への溢水伝播防護につ		
添付資料 30 タービン建屋における溢水経路図	いて		

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
添付資料 31 原子炉建屋付属棟(廃棄物処理エリア(管理区	添付資料22 過去の不具合事例の対応について		
域))における溢水経路図	添付資料23 「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」へ		
添付資料 32 補助ボイラー建屋における溢水経路図	の適合確認		
添付資料33 放射性物質を含んだ液体の溢水伝播に対して、止	添付資料24 内部溢水影響評価における評価の保守性につい		
水を期待する設備の設置場所	7		
添付資料34 「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」への			
適合状況			
補足説明資料1 防護区画内の溢水源となりうる系統			
補足説明資料 2 溢水影響評価上の防護対象設備の配置につい			
て			
補足説明資料 3 溢水影響評価の対象外とした設備に関する補			
足			
補足説明資料 4 原子炉建屋原子炉棟(三次格納施設)内防護対			
象設備の蒸気影 響について			
補足説明資料 5 耐蒸気仕様の確認について			
補足説明資料 6 防滴仕様の被水評価における妥当性について			
補足説明資料7 保有水量・系統別溢水量算出要領			
補足説明資料 8 想定破損評価における隔離時間の妥当性につ			
いて			
補足説明資料 9 運転員のアクセス性			
補足説明資料 10 スロッシング後の使用済燃料プール冷却機			
能維持のための現場操作			
補足説明資料 11 タービン建屋からの溢水影響評価に用いる			
溢水量について			
補足説明資料 12 循環水系及びタービン補機冷却海水系にお			
けるインターロック の追加について			
補足説明資料 13 溢水伝播フロー図について			
補足説明資料 14 内部溢水影響評価における判定表			
補足説明資料 15 防護対象設備における機能喪失高さの裕度			
が小さい場合のゆらぎ影響評価			
補足説明資料16 止水を期待する設備の止水性能等について			
補足説明資料 17 溢水防護対策の主要な施工対象範囲			
補足説明資料18 配管の耐震評価の考え方			
補足説明資料 19 定ピッチスパン法に基づく配管の耐震評価			
補足説明資料 20 耐震 B, C クラス機器の補強工事の実施内容			
について			

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
補足説明資料 21 スロッシング評価に用いた汎用熱流体解析			
コードの概要			
補足説明資料 22 溢水影響評価における耐震 B, C クラス機器			
の抽出方法について補足説明資料 23 使用			
済燃料プール等のスロッシング評価における			
保守性について			
補足説明資料 24 内部溢水評価における耐震壁等の確認につ			
いて			
補足説明資料 25 内部溢水により想定される事象の確認及び			
解析確認結果			
補足説明資料 26 内部溢水影響評価における確認内容につい			
7			
補足説明資料 27 内部溢水影響評価における評価の保守性に			
ついて			
補足説明資料 28 別のハザードからの溢水影響について			
補足説明資料 29 過去の不具合事例への対応について			
補足説明資料 30 ほう酸水等薬品の漏えいによる影響につい			
7			
補足説明資料 31 屋外タンクからの溢水影響評価について			
補足説明資料32 ハッチ開放時における溢水影響について			
補足説明資料33 その他の漏えい事象に対する確認について			
補足説明資料 34 貫通クラック等微小漏えい時の影響につい			
7			
補足説明資料35 溢水発生後の復旧について			
補足説明資料36 漏えい検知性について			
補足説明資料 37 気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モニ			
タの内部溢水に対する防護について			
補足説明資料 38 重大事故等対処設備を対象とした溢水防護			
の基本方針について			
主な系統及び略語			
(省略)			

			and the second of the second o
女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
1. 評価の概要	1. 概 要		
女川原子力発電所2号炉については、発電所建設の設計	泊3号炉については、発電所建設の設計段階において溢水		
段階において溢水影響を考慮した機器配置、配管設計を実	影響を考慮した機器配置、配管設計を実施しており、具体的		
施している。具体的には、独立した区画への分散配置、区	には、独立した区画への分散配置や堰の設置、基礎高さへの		
画の入口堰及び機器の基礎高さ等の考慮,各建屋最下層に	考慮を実施するとともに, 建屋最下層に設置されたサンプに		
設置されたサンプに集積し排水が可能な設計としている。	集積し排水が可能な設計としている。		
本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、	本資料は、「設置許可基準規則第九条(溢水による損傷の		
構造及び設備の基準に 関する規則(以下「設置許可基準規	防止等)」の要求事項を踏まえ、安全施設は発電用原子炉施		
則」という。)第九条(溢水による損傷の防止等)」の要求事	設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損		
項を踏まえ,安全施設は,発電用原子炉施設内における溢	なうことのない設計となっていることを確認するものであ		
水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのな	る。		
いように防護措置,その他適切な措置が講じられているこ			
とを確認するものである。			
1.1 溢水防護に関する基本方針	1.1 溢水防護に関する基本方針		
安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生し	安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生し		
た場合においても,安全機能を損なわない設計とするため	た場合においても、安全機能を損なうことのない設計とす		
に、溢水が発生した場合でも、原子炉を高温停止でき、引	るために、溢水が発生した場合でも、原子炉を高温停止で		
き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持で	き,引き続き低温停止,及び放射性物質の閉じ込め機能を		
きる設計とする。 また, 停止状態にある場合は, 引き続き	維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引		
その状態を維持できる設計とする。さらに使用済燃料プー	き続きその状態を維持できる設計とする。さらに使用済燃		
ルにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃	料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使		
料プールへの給水機能を維持できる設計とする。ここで、	用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。		
これらの機能を維持するために必要な設備を,以下「防護	これらの機能を維持するために必要な設備(以下「防護		
対象設備」という。設置許可基準規則第九条及び第十二条	対象設備」という。)について設置許可基準規則第九条及		
並びに「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」(以下「溢	び第十二条の要求事項を踏まえ「原子力発電所の内部溢水		
水ガイド」という。)の要求事項を踏まえ,以下の設備を防	影響評価ガイド(平成 26 年 8 月 6 日原規技発第 1408064		
護対象設備とする。	号原子力規制委員会決定)」(以下「評価ガイド」という。)		
	も参照し、以下のとおり選定する。		
・重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全	・重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機		
機能を適切に維持するために必要な設備	能を適切に維持するために必要な設備		
・プール冷却及びプールへの給水の機能を適切に維持す	・プール冷却及びプールへの給水の機能を適切に維持する		
るために必要な設備	ために必要な設備		
発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉	発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉		
施設内に設置された機器 及び配管の破損(地震起因を含	施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含		
む。),消火系統等の作動又は使用済燃料プール等のスロッ	む。),消火系統等の作動及び使用済燃料ピット等のスロッ		

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉	差異の説明
シング、その他の事象により発生した溢水を考慮し、防護	シング	こより発生した溢水を考慮し、防護対象設備が没		
対象設備が没水、 被水及び蒸気の影響を受けて, その安全	水,被	水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なう		
機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が	ことの	ない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時に		
同時にその安全機能を損なわない設計)とする。	その安全	全機能を損なうことのない設計)とする。さらに、		設計方針の相違
	溢水の	影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全		比較結果の概要®【評価判定時の原
	保護系,	原子炉停止系の作動を要求される場合には、その		子炉外乱の考慮】のとおり
	溢水の	影響を考慮した上で、「発電用軽水型原子炉施設の		
	安全評	面に関する審査指針」(以下「安全評価指針」とい		
	う。)に	基づき必要な機器の単一故障を考慮しても,運転		
	時の異常	常な過渡変化又は設計基準事故の発生により、炉心		
	損傷に	至ることなく当該事象を収束できる設計とする。		
地震、津波、竜巻、降水等の自然現象による波及的影響	地震,	津波、竜巻、降水等の自然現象による波及的影響		
により生じる溢水に関しては、防護対象設備、溢水源とな	により	発生する溢水に関しては, 防護対象設備及び溢水源		
る屋外タンク等の配置を踏まえて最も厳しい条件となる自	となる。	室外タンク等の配置も踏まえて、最も厳しい条件と		
然現象による溢水の影響を考慮し、防護対象設備が安全機	なる自然	*************************************		
能を損なわない設計とする。	安全機能	能を損なうことのない設計とする。		
	○ 自然現	象による溢水影響の考慮		記載方針の相違
	地震》	及び津波以外にも、洪水、台風、竜巻、降水、高潮		泊では溢水影響を考慮する自然事
	といっ	た自然現象に対して溢水影響の考慮が必要である		象について記載している。
	か検討	しており、検討結果から以下の4事象について溢水		
	影響を確	確認する。		
	現 象	評価		
		地震に起因する屋外タンクの破損により発生		
	地震	する溢水を想定しても,防護対象設備が機能喪		
		失しないことを確認。		
		津波の流入及び地震起因による破損により発		
	津波	生する溢水を想定しても, 防護対象設備が機能		
		喪失しないことを確認。		
		設計竜巻による飛来物により発生する溢水を		
	竜巻	想定しても,防護対象設備が機能喪失しないこ		
		とを確認。		
	豪雨(降	発電所周辺地域の1時間降水量の既往最大値		
	水)	(58mm/h) の降水による溢水を想定しても,防		
		護対象設備が機能喪失しないことを確認。		